資料3-2

令和４年度新型コロナウイルス感染症影響調査業務

中間報告書

令和４年９月

公益社団法人　日本交通公社

目 次

１．事業の概要 01
（１） 事業の目的 01
（２） 業務の概要 01

２．新型コロナウイルス感染症影響調査の結果 03
（１） 山小屋調査 03
① 山小屋アンケート 03
② 山小屋ヒアリング 13
③ 山小屋調査のまとめ・考察 16
（２） 登山ガイド調査 19
① 登山ガイドヒアリング 19
② 登山ガイド調査のまとめ・考察 21
（３） 富士登山意識調査 22
① スクリーニング調査 22
② 本調査 24
③ 富士登山意識調査のまとめ・考察 32
（４） その他の調査結果 34
① 外国人聴き取り調査（2022 年開山期） 34
② 山梨県富士山科学研究所による調査 35
③ その他の調査のまとめ・考察 37

参考資料 38
（１） 山小屋アンケート調査票 38
（２） 富士登山意識調査調査票 42
（３） 静岡県・山梨県新型コロナ対応基準・ガイドライン 46

１．事業の概要

（１） 事業の目的

・ 本調査事業は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大の影響を強く受けた令和 3 年度の富士登山開山期における、各登山道の五合目以上の山小屋及び登山ガイド等が受けた経営・営業活動面及びその他対応面での影響を把握することにより、各事業者の現況を把握して今後の施策に活かすとともに、令和 2 年度に実施した「富士登山に関する意識調査」がどのように変化したか調査・分析を行う。

（２） 業務の内容

区分	調査方法	
ア　山小屋調査	調査方法	アンケート（ウェブまたは郵送を回答者が選択）
	調査時期	2022 年 6~7 月（2022 年開山期前）
	調査項目	・2021 年の登山者（2019 年との変化） ・2021 年の登山者に対するコロナ対応 ・2021 年の経営面におけるコロナ対応 ・今後の方向性
	調査対象	富士山五合目以上の山小屋 40 軒 回収数：31 軒（回収率 77.5%）
	調査方法	ヒアリング
	調査時期	2022 年 6~7 月（2022 年開山期前）
	調査項目	・上記アンケートの補完 ・コロナ前後の富士山の自然環境面の変化
	調査対象	富士山五合目以上の山小屋の組合・団体及び一部山小屋 対象者：9 名
イ　登山ガイド調査	調査方法	ヒアリング
	調査時期	2022 年 6~7 月（2022 年開山期前）
	調査項目	・2021 年の登山者（2019 年との変化） ・2021 年の登山者に対するコロナ対応 ・2021 年の経営面におけるコロナ対応 ・今後の方向性 ・コロナ前後の富士山の自然環境面の変化
	調査対象	富士山各登山道でガイドを行う事業者の組合・団体及び一部事業者 対象者：8 名

ウ　富士登山意識調査	調査方法	ウェブアンケート（楽天インサイトモニターを利用）
	調査時期	2022 年 8 月
	調査項目	・今夏の富士登山意向・希望する登山形態 ・今後の対策に対する考え 等
	調査対象	富士登山に興味のある成人 回収数：1000 人　※スクリーニング回答：4597 人

参考：過去 10 年分の富士山の登山者数及び各登山道別登山者数の推移

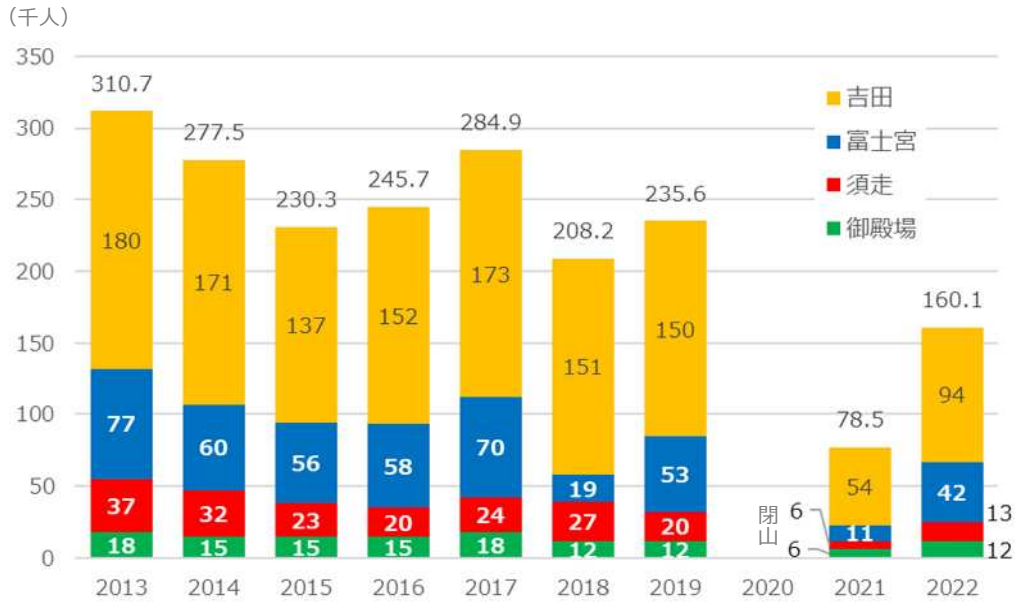

計測期間の差異や欠測があるため、比較の際は留意が必要　（下記※１～７参照）

※１：2013 年 7/1～8/31

2014～2015 年 7/1～9/14(吉田ルート)、7/10～9/10(須走ルート、御殿場ルート、富士宮ルート)

2016～2022 年 7/1～9/10(吉田ルート)、7/10～9/10(須走ルート、御殿場ルート、富士宮ルート)

※２：2014 年は雪のため、御殿場ルートでは 7/10 に六合目まで開通、富士宮ルートでは 7/10 に八合目まで開通（いずれも全線開通は 7/18）

※３：2018 年は、富士宮ルートでカウンターの不具合による欠測期間（8/14～9/10）が発生

※４：2019 年は、吉田ルートで山頂付近の崩落により、7/1 に八合五勺まで開通（全線開通は 7/9 15 時）

※５：2020 年は、新型コロナウイルスまん延防止のための閉山によりデータなし

※６：2021 年は、カウンターの不具合により御殿場ルート(7/13～14、7/28～30、8/9、8/18、9/5～6)、富士宮ルート(7/10～8/3)の欠測期間が発生

※７：2022 年は、カウンターの不具合により須走ルート(7 月 10～14 日)、台風･強風に伴う機器撤去により御殿場ルート(8 月 12～14 日、8 月 18～19 日)の欠測期間が発生

出典：環境省ウェブサイト

２．新型コロナウイルス感染症影響調査の結果

（１） 山小屋調査

① 山小屋アンケート

ｉ）山小屋利用者について

■ 宿泊定員数と開山期における総宿泊者数

区分	区分	コロナ前（2019年）		コロナ下（2021年）	
		回答数	割合	回答数	割合
定員数	~50人	6	20.7%	14	48.3%
	51~100人	4	13.8%	7	24.1%
	101~200人	11	37.9%	8	27.6%
	201人~	8	27.6%	0	0.0%
	計	29	100.0%	29	100.0%
総宿泊者数	~1000人	9	36.0%	15	60.0%
	1001~2000人	3	12.0%	5	20.0%
	2001~3000人	2	8.0%	3	12.0%
	3001人~	11	44.0%	2	8.0%
	計	25	100.0%	25	100.0%

・ コロナ前（2019 年）とコロナ下（2021 年）における山小屋の宿泊定員数は、定員数を削減した山小屋が多く、コロナ前は 101~200 人規模で経営する山小屋が多かったのに対して、コロナ下においては 50 人以下の定員で経営した山小屋が約半数を占めた。また、201 人以上の定員で経営する山小屋はコロナ前には 27.6%いたが、コロナ下においてはゼロとなった。

・ 一方、開山期における総宿泊者数は、コロナ前は 3001 人以上と回答した山小屋が多かったが、コロナ下では 1000 人以下と回答した山小屋が最も多く 6 割を占めており、多くの山小屋で宿泊者数が減少したことがうかがえる。

・ なお、回答した山小屋の宿泊定員数の平均値は、コロナ前：153 人、コロナ下：75 人となった。一方、総宿泊者数の平均値は、コロナ前：3805 人、コロナ下：1195 人で、68.6%減となった。

■　山小屋利用者数（宿泊／宿泊以外）の変化

区分	宿泊	宿泊外	宿泊	宿泊外
増えた	0	0	0.0%	0.0%
変わらなかった	0	1	0.0%	3.2%
1~2割減った	1	0	3.4%	0.0%
3~4割減った	4	3	13.8%	9.7%
5~6割減った	6	7	20.7%	22.6%
7~8割減った	15	15	51.7%	48.4%
9割以上減った	3	5	10.3%	16.1%
計	29	31	100.0%	100.0%

・ コロナ前（2019 年）と比較したコロナ下（2021 年）における山小屋利用者数は、宿泊者と宿泊以外の利用者ともに「7~8 割」減ったとする山小屋が最も多く、約半数を占めた。

・ また、次いで多いのは宿泊者及び宿泊以外の利用者ともに「5~6 割減った」「9 割以上減った」となっており、以前と比較して利用者数が激減している状況がうかがい知れる。

■　山小屋利用者数（タイプ別）の変化

区分	ガイドツアー	若者	中高年	家族連れ	外国人	ひとり
増えた	0	0	0	0	0	4
変わらなかった	0	4	3	4	0	2
やや減った	5	8	6	5	0	9
とても減った	24	18	20	21	30	15
計	29	30	29	30	30	30

区分	ガイドツアー	若者	中高年	家族連れ	外国人	ひとり
増えた	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%
変わらなかった	0.0%	13.3%	10.3%	13.3%	0.0%	6.7%
やや減った	17.2%	26.7%	20.7%	16.7%	0.0%	30.0%
とても減った	82.8%	60.0%	69.0%	70.0%	100.0%	50.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・ 山小屋利用者数をタイプ別に分けて見てみると、タイプによって多少傾向の違いはあるものの、いずれのタイプにおいても「とても減った」が最も多くなった。

・ 中でも、外国人は、海外から日本を訪れる観光客がほぼいなかった影響を受けて、全ての山小屋が「とても減った」と回答した。一方で、「変わらなかった」と回答した割合が比較的高かったのは、若者、家族連れで 13.3%となった。

・ また、割合としては高くないものの、ひとりでの山小屋利用者数においてはコロナ前と比較して「増えた」とした山小屋も 13.3%存在した。

ⅱ）登山者に対するコロナ対応について

■　県基準・ガイドラインに対する対応状況

区分	回答数	割合
徹底できた	7	38.9%
概ね徹底できた	10	55.6%
あまりできなかった	1	5.6%
計	18	100.0%

・ 県基準・ガイドライン（静岡県：富士山山小屋における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、山梨県：感染症予防対策に係る基準）を改めて示した上で、それらに対しての対応状況を尋ねたところ、「概ね徹底できた」とする山小屋が最も多く、半数強（55.6%）となり、「徹底できた」と合わせて 94.4%と、多くの山小屋で県基準・ガイドラインが概ね遵守されていた形となった。

■　県基準・ガイドライン以外の取組（自由記述）

吉田口	食事中、パーテーションだけでなくグループごとテーブルを離した。
御殿場口	エアーコンプレッサで使用済の寝具の表面を空気圧で弾き飛ばしました。（勿論野外で、使用しました。）
御殿場口	大型扇風機による強制換気を実施 入口にて全身消毒を実施
須走口	オゾン殺菌 － 4台 サーキュレーター － 2台
須走口	営業期間の大幅な短縮
須走口	抗菌塗装
須走口	土曜日でも2～3人の登山者しか泊まらなかったので、特に取り組む必要がなかった。20人位の日が3回しかなかった。平日は0に近かった。
富士宮口	家族・グループ・個人単位でカーテンにより仕切を実施した。共同使用のサンダルを廃止した。
富士宮口	入口での検温・消毒 テーブルにアクリル板 宿泊スペースをいつもより多く（ふとん1枚につき1人） 空気清浄機の設置

・ 県基準・ガイドライン以外に実施した取組について自由記述で尋ねたところ、エアーコンプレッサーや大型扇風機、空気清浄・殺菌装置などの機器の設置を行ったケースが見られた。

・ また、共用備品（サンダル）の廃止や、1 人当たりスペース（食事時、睡眠時）の確保・拡大を行った山小屋も見られた。

・ 一方、利用者自体が少なく、取り組む必要がなかったとした山小屋や、営業期間自体を大幅に短縮したとする山小屋もあった。

■　取組の中で小屋内での遵守や登山者に守ってもらうことが難しかったもの（自由記述）

吉田口	外を歩く登山者、休憩中の登山者でマスクをしているものは皆無だった。登山道や旅行の道中でノーマスクで接触しているものが小屋内でのみ徹底した対策を一人一人に施さなきゃならない山梨県の基準は謎だった
吉田口	・黙食 ・弾丸登山
吉田口	全般的に内容が厳しく、守ってもらうことが難しい。このような基準があると、営業ができない。段階的廃止が必要。 また、このような基準がある限り、山小屋の営業が厳しく、廃業する山小屋も出てくる可能性があると思われる。 現に私共の山小屋も、経営が厳しく、営業をしたくないのが本音ではあるが、登山者を守るためにも山小屋は必要であるため、私財をつぎ込んで営業している状況である。
吉田口	夜行における弾丸登山
御殿場口	夜間の登山者の呼びかけ（弾丸登山者に向かっての）
御殿場口	山小屋前のスペースがせまいため、登山者、下山者、休憩者が多少密になっていた。
須走口	体温チェック ・天候及び体調により正確な体温測定ができなかった。
須走口	酒類の販売中止及び持ち込みの禁止
須走口	対応に問題が出る程登山者がいなかった。
富士宮口	消毒検温器が気圧の関係か使えなかった。(検温のみ不可) 外でアスク着用・大きな声での会話の自粛
富士宮口	標高が高いため、マスク着用を促しづらい
富士宮口	登山者の協力もありコロナ対応できました。

・ 取組の中で小屋内での遵守や登山者に守ってもらうことが難しかったことに関しては、登山者が少なかったことも含めて特に問題がなかったとした山小屋も複数見られたが、一方で、弾丸登山や黙食の呼びかけや、高地あるいは悪天候によって正確な検温が難しかったと回答した山小屋も見られた。

・ また、基準・ガイドラインの内容が厳しい、あるいは登山道など山小屋外ではノーマスクでいるにもかかわらず、小屋内ではマスク着用が求められること等への異議等も挙がっている。

ⅲ）経営面におけるコロナ対応について

■　従業員数の変化

区分	回答数	割合
増やした	0	0.0%
変えなかった	2	6.5%
1~2割減らした	10	32.3%
3~4割減らした	12	38.7%
5~6割減らした	5	16.1%
7~8割減らした	1	3.2%
9割以上減らした	1	3.2%
計	31	100.0%

・ コロナ前（2019 年）とコロナ下（2021 年）における山小屋の従業員数は、「3~4 割減らした」とする山小屋が最も多く 38.7%、次いで「1~2 割減らした」の回答が 32.3%となった。

・ 山小屋の利用者数については、宿泊及び宿泊以外の利用ともに「7~8 割減った」山小屋が最も多かったのに対して、従業員の削減割合は低位にとどまっている。

■　宿泊料金（平均）の変化

区分	回答数	割合
5割以上上げた	1	3.4%
3~4割上げた	2	6.9%
1~2割上げた	16	55.2%
変えなかった	9	31.0%
1~2割下げた	1	3.4%
3~4割下げた	0	0.0%
5割以上下げた	0	0.0%
計	29	100.0%

・ コロナ前（2019 年）とコロナ下（2021 年）における山小屋の宿泊料金（平均）は、「変えなかった」山小屋が約 3 割（31.0%）で、それ以外の山小屋は値上げをしているケースが多くなった。

・ 値上げの割合は、「1~2 割」とする山小屋が最も多く、全体の半分強（55.2%）で、それ以上の値上げを行った山小屋も約 1 割（10.3%）存在した。

■　利用した支援策

区分	回答数					
	静岡県	山梨県	環境省	持続化給付	雇用調整	貸付・給付
利用した	17	11	0	25	3	13
検討のみした	0	1	1	0	1	0
利用しなかった	6	4	13	4	16	10
知らなかった	3	5	11	0	5	2
計	26	21	25	29	25	25

区分	割合					
	静岡県	山梨県	環境省	持続化給付	雇用調整	貸付・給付
利用した	65.4%	52.4%	0.0%	86.2%	12.0%	52.0%
検討のみした	0.0%	4.8%	4.0%	0.0%	4.0%	0.0%
利用しなかった	23.1%	19.0%	52.0%	13.8%	64.0%	40.0%
知らなかった	11.5%	23.8%	44.0%	0.0%	20.0%	8.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・利用した支援策としては、「持続化給付金」が最も多く全体の 86.2%の山小屋が利用していた。また、両県の用意した支援策についても静岡（富士山安心・安全対策事業）、山梨（新しい生活様式推進山小屋施設支援事業）の両県ともに過半数の山小屋が「利用した」と回答した。

・そのほか、「自治体による貸付や給付金」についても、約半数（52.0%）の山小屋が「利用した」と回答した。

■　支援策に対して、使い勝手の良かった点や不便だった点（自由記述）

吉田口	言っていることが二転三転(補助金が使えると言っていたものが急遽対象外になるなど)して詐欺に近かった。
吉田口	新しい生活様式推進山小屋施設支援事業に関しては、条件として問題無かったが、以降の支援策は、グリーンゾーン認証取得という、押し付け的な条件が付加されてしまい、山小屋は対象外となった。グリーンゾーン認証施設の対象にされ、規制をかけられたくはないので、対象から除外されたことは良かったのだが、今後始まる県民割も条件として、グリーンゾーン認証取得が必須となっており、受けることができない。また、県民割が静岡の山小屋では適用でき、山梨の山小屋では、適用できないなどあると、自然的な競争力がなくなってしまう。他の県のように、すべての事業者を対象にして、分け隔て無い支援としてほしい。 そして、山小屋の基準を作成するにあたって時間を浪費し、大変迷惑した。全国の山小屋と同じ対策水準での営業ができるように、していただき、事業が継続できるように改善して欲しい。
御殿場口	備品類は補助、消耗品は県は対象外
御殿場口	県・市からの、助成給付金は大変助かりました。とても、感謝申し上げるしだいです。
御殿場口	備品類は補助の対象となったが消毒液など消耗品は対象外であった
須走口	書類等が複雑で対応に苦慮した。使い勝手は、たいへんに悪い
須走口	短期間の申請が必要であり十分な検討ができなかった
須走口	山梨県との支援金の大幅な差（1/3以下）
須走口	山梨、静岡支援費の違い。消耗品費は小山町（一部）
須走口	書類の作成が難易である。
富士宮口	県の補助金は、感染対策のみだったので使いずらかった。

・国・自治体の支援策に対する自由記述においては、書類作成が煩雑であったこと、消毒液などの消耗品が対象外となったこと、両県の間や国内の他地域と条件・内容に差があったこと、などを挙げる山小屋が見られた。

■　新型コロナを契機とした経営方針の見直し

定員数	回答数	割合
増やす	3	9.7%
変更しない	12	38.7%
減らす	4	12.9%
未定	9	29.0%
その他	3	9.7%
計	31	100.0%

宿泊料金	回答数	割合
値上げする	11	35.5%
変更しない	13	41.9%
値下げする	0	0.0%
未定	6	19.4%
その他	1	3.2%
計	31	100.0%

・ 新型コロナを契機とした経営方針の見直しについて、定員数、宿泊料金ともに「変更しない」とした山小屋が最も多く約 4 割（定員数：38.7%、宿泊料金：41.9%）となった。

・ 一方で、「未定」とした山小屋も定員数で約 3 割（29.0%）、宿泊料金で約 2 割（19.4%）いた。

・ 方針の変更を考えている山小屋は、定員数については「増やす（9.7%）」と「減らす（12.9%）」の両方の方向で存在した。一方、宿泊料金については「値下げする」方針の山小屋はおらず、「値上げする」とした山小屋が 35.5%となった。

ⅳ）今後の方向性について

■　富士登山が抱える課題（複数回答）

区分	回答数	割合
混雑	11	35.5%
事故	3	9.7%
マナー	17	54.8%
環境破壊	4	12.9%
気候変動	11	35.5%
情報提供	10	32.3%
満足度	8	25.8%
知識不足	24	77.4%
コロナ対策	8	25.8%
外国人対応	10	32.3%
五合目アクセス	9	29.0%
登山者数減少	10	32.3%
その他	9	29.0%
計	31	100.0%

・ 現在、富士山が抱える課題について複数回答で尋ねたところ、選択率が高い順に「弾丸登山や軽装備など登山知識の不足（77.4%）」、「登山マナー（54.8%）」、「週末やお盆時期の混雑（35.5%）」となった。

・ また、上記以外にも「世界的な気候変動による天候不順」、「登山者への情報提供」、「登山者の満足度の向上」、「新型コロナ対応」、「外国人登山者への対応」、「五合目までの交通アクセス方法」、「登山者数の逓減」など各項目でまんべんなく回答が挙げられる形となった。

■　課題を解決するために必要なこと（自由記述）

吉田口	スバルラインの時間規制。
吉田口	五合目の徴収員の柄の悪さ、知識のなさを改善してほしい。あまりに酷くて目に余る。
吉田口	・日毎の入山総量規制（入山ゲートによる入山時間規制、弾丸登山の禁止）・アプリ等（災害時にも利用可能）を利用した、自然・文化情報・登山道混雑情報の提供
吉田口	弾丸登山の抑制については、富士スバルラインの収益を目的とするマイカー規制拡大や夜間営業しないことが一番良い。スバルラインのマイカー規制期間を2019年ベースに戻し、営業時間は、4:00～18:00にして頂ければ、かなり弾丸登山を抑制できる。道路公社が、2021年営業時間を短縮したことにより、ゲートを突破した自動車があったので、営業時間を延ばすという訳の分からない理由で、営業時間を延ばしにかかっている。また、五合目に長期滞在して、夜間弾丸登山する登山者の抑制にも力を入れて欲しい。 遭難等の登山事故については、救護体制も山小屋まかせにはせず、常に出動できる、消防隊員等を配置して欲しい。山小屋は宿泊者対応に特化しているので、救急では素人。山小屋の人間を救急隊員に仕立て上げれば良いという考え方は改めて欲しい。
吉田口	PR活動、弾丸登山の危険度の認識。
吉田口	スバルラインの時間規制
御殿場口	富士山は、ハダカの山なので１シーズン中の登山者を減らす方向にした方が後世の為になるのではないでしょうか？
須走口	いろいろな規制があり、昔の富士登山とは変わりました。世界遺産となり、トイレやいろいろな事が、よくなったとは思いますが、登山者は、2013年から減少しつづけています。山小屋を利用するお客様も減少しつづけています。若いアルバイト、ガイド等の人達もいなくなっている状態が現状だと思います。このような状態で課題の解決は、むりな状態です。経営者は、自分の小屋のやりくりで対応出来ません。人がいなければムリです。
須走口	マイカー規制により来客数減少になるためマイカー規制日数の削減を望む
須走口	外国特に欧米などの一般的な文化的にレベルの高い国では山小屋のような営業の対象になりにくいものは、公共機関の投資が多い。 日本は教育・芸術等すぐに利益のあがらない物への投資をあまりしない。その結果が現在の状態である。その為、即利益になる研究（科学的）も進まなくなっている。イギリスの社会学者バートランド・ラッセルは、60年～70年も前に、自然科学の発達に人文科学が追いついていかれなくなる、と世界に注意喚起していた。 日本は特に今まで利益率の悪い物や利益に時間のかかる事に投資をしてこなかった。日本はいつからか、そんな文化レベルになってしまったのである。政府官僚は長期を見通した投資を考えて欲しい。 山小屋は何の為にあるのか、しっかりとした位置付けを検討して欲しい。とにかく山小屋の位置付けって意識してあるのかな。
須走口	八合目音声案内を実施しているが、下山者は立ち止まっては聞かない。視覚に対応出きるルート案内が必要。
富士宮口	行政と山小屋の情報共有と行政の現状把握が必要だと思います。

・ 前頁で挙げた課題を解決するための必要なことを自由記述で尋ねたところ、上記の回答を得た。

・ 特に吉田口では、弾丸登山の防止対策として、スバルラインの通行時間のコントロールを挙げる声が多く挙がった。一方、須走口では、近年の登山者数減少に対する対策を希望する声も挙がっている。

■　富士登山の今後のあり方に関する自由意見（自由記述）

吉田口	弾丸登山をなくす。
吉田口	規制を緩和して自由な登山を　富士山は自然のもので誰もが自由に登れる山であるべき
吉田口	山小屋定員の減少に伴い、世界遺産の管理に係る適正登山者数の見直しが必要 ・さらなる抜本的な利用の管理を行わなければ、弾丸登山だらけで山小屋が立ちゆかなくなり、文化を支える存在が失われていくことになるでしょう
吉田口	新型コロナウイルス感染症対策では、山梨県は、山小屋を助けるよりも規制を強化して、苦しめる対応しかしなかった。改善して欲しい。
御殿場口	富士山は、ハダカの山なので１シーズン中の登山者を減らす方向にした方が後世の為になるのではないでしょうか？昔とくらべて、山はやせました。
御殿場口	信仰登山から観光登山になり、これからはリフレッシュ登山を推奨し時間をかけて登山してもらう
須走口	今後、コロナの収束でインバウンド外国人のお客様が増えるが、人員がいないので対応出来なくなると思います。山小屋も、経営がよくないので宿泊料金を上げて、宿泊者の人数は少なくしているようです。各山小屋が、小規模になり、休館又は、経営しなくなる方向に進むはずです。行政の対応がなければ、やめていく小屋が増える変換期に今後進むはずです。
須走口	富士登山5ルートの実情に合わせた統一規制でなくルート毎の対策を強く望む
須走口	静岡、山梨では登山者数が大きく違いがあるのは、交通アクセスが問題である。都内からの直行便等考えるべきである。（静岡側）案内所で山梨側のルートのみ説明（登山客より）を受けている。

・富士登山の今後のあり方に対する自由意見（自由記述）については、上記の通り。

・具体的には、弾丸登山への対応、登山者数（制限）に対する考え方、行政の対応のあり方、その他に対する意見がそれぞれ挙がっている。

② 山小屋ヒアリング

ⅰ）山小屋利用者について

- 2021 年の登山者タイプで特徴的だった点は、ツアーがかなり減ったこと。密集するイメージがあったために避けられたのではないか。一方、年代の偏りはそこまで見られなかった。（山梨）
- 外国人登山者は激減した。米軍関係者は一部見られたが、多くが日帰りであった印象。（山梨）
- 2021 年は宿泊者も日帰りも例年の 3～4 割程度だった。定員を半分にしたが、それでも埋まらないぐらい少なかった。ちょうどコロナの感染も多く蔓延防止が始まったタイミングで状況が悪かった。天候不順と道路倒壊も影響した。直前キャンセルも多かった。（静岡）
- 例年、混む時期の登山道渋滞などは見られなかった。御来光の混雑もほとんどなかった。特に、ツアー客が大きく減った。例年は 30～40 程度の団体が見られるがほとんどが無くなった。一方で個人グループや一人の登山者は多かった。日中の日帰り登山も少なそうだったので、宿泊が減って日帰りに切り替わったわけではないだろう。（静岡）
- ツアー会社との契約もあるが、東京が緊急事態宣言のため、送客が無かったことによる影響が大きかった。最盛期のお盆は天候が悪く登山できる状況ではなかった。（静岡）
- 昨年はコロナによる収容人数制限の影響もあり、山小屋を利用しないで、日帰りあるいは弾丸登山の利用者が増えた。その結果、若者の割合が増えている。年配者には日帰りは体力的に難しい。外国人は一気に減った。ただし、在住外国人は散見された。お盆休みの時期はベトナム人が多かった。ベトナム人コミュニティで富士山に集まるイベントが開催されているらしい。（静岡）
- 外国人の弾丸登山は少数だった。一時期のように頂上で焚火をするといった迷惑行為はほとんどなかった。登山者が多いと集団心理が働いて、悪い行動も増幅する。昨年度はそういう意味で山小屋の困った声も少なかった。（静岡）

ⅱ）登山者に対するコロナ対応について

- コロナ対策についてはほとんど問題なくできたと認識している。県の指導もあり、組合としては完ぺきな状況で臨んだ。（山梨）
- 高山病とコロナの見分けがつかないことは不安要素だった。八合目まで行くと高山病になる人も増えるかもしれないが、山小屋として簡単には受け入れられない。（山梨）
- 入館前の検温はあまりうまくいかなかった。原因は機器の問題なのか、気圧の関係か、お客さんの体が冷えているからなのか分からないが、うまく作動しなかった。検温は 5 合目でするのがベストだと思う。（静岡）
- ソーシャルディスタンスについて、登山道での 2m の間隔確保はできていない。登山中のマスクも厳しい。ベンチで座っている人もマスクはつけていない。（静岡）
- 山には水がないので、山小屋でできる感染対策は消毒とマスクしかない。（静岡）
- お客さん、スタッフともに、アルコール類の提供は一切中止した。持込も制限したが、登山者からはお叱りを受けた。2022 年からはビールくらいは置きたいと思っている。スタッフにもこれ以上窮屈な思いをさせたくない。（静岡）

・ 県のコロナ対策は基本的に全て遵守するが、それ以外についてはそれぞれの山小屋の実情に合わせた判断に任せている。組合として特段の方針は定めていない。ただ、山小屋でコロナが出てしまうと閉業せざるをえない。なので、コロナ感染については山小屋側も非常に不安を抱えているし慎重にならざるをえない。（静岡）

iii）経営面におけるコロナ対応について

・ 助成金の金額が定額以内で決まっていたが、山小屋の規模によって費用が異なるため、山小屋の特徴に応じた支援が得られると良かった。（山梨）

・ ネットで買ったものは認められないという縛りがあったため、その分は自腹になった。そのあたりのルールがよくわからなかった。また、2022 年は消耗品の支援がないので負担になる。（山梨）

・ アルバイトは若干減らした。しかしやること自体は増えているため、大きくは減らせなかった。お客さんが 6 割減っても、従業員は 2~3 割程度しか減らせない。（山梨）

・ アルバイトは人材不足で雇えていない。去年は経費も賄えなかった。今年は 2／3 ほどの定員で運営する。（静岡）

・ どこの山小屋も経営は、赤字かトントン。2 年続けて開山できず、かなり厳しい切羽詰まった状況。昨年はなんとか営業していたが、今年は開けられないという山小屋も今年は出てきている。（静岡）

・ 収容定員制限はコロナ関係なく元には戻せないと考えている。コロナ以前の宿泊客詰め込みはいき過ぎた部分もあった。山梨側では宿泊料金が上がっているようだが、料金を下げて収容人数を増やすことは難しいのではないか。（静岡）

・ コロナ対策として実施した改装・改築等も出費があり、コロナ以前の料金に戻すのは難しい。補助金も上限があるため、規模が大きい小屋は補助金だけでは賄いきれない。（静岡）

iv）今後の方向性について

・ スバルラインの時間規制緩和については、やり方によって弾丸登山も発生するので、小屋も慎重になっている。弾丸登山者がいると人を置く必要が出てくる。時間規制があると、夜間に人を配置しなくてよくなったため、経営的な負担が少なくて済んでいる。（山梨）

・ 国内在住の外国人でマナーが悪いケースが増えてきた。初めての登山で、ゴミの放置や禁止エリアでのテント設置などのトラブルが増えている。（山梨）

・ マナーを守れる外国人登山者は、大抵の山小屋には外国語のできる従業員がいるので問題にはあまりならない。逆に外国人は平日に来てくれるため、平準化に寄与している面もある。（山梨）

・ お盆シーズンにはアジア系の在日外国人も集中していた。他の客層が少ない分際立って見えた。勤務している会社は別だが、同じ国のコミュニティで集まってきていると思われる。関東在住の方が多い。国の習慣の違いがあり、マナーを知らないだけなので、広報の課題もある。以前はもっとひどかったが近年は改善されてきた。マナーが悪くてもお金を落としてくれる存在なので、

いかにしてマナーを伝えられるかが課題である。（静岡）

・ 物価高対応で料金を上げるところは増えると聞いている。組合全体で上げる可能性もある。料金を上げたことに対して、今のところお客様からのクレームなどは来ていない。混雑が減って満足度が改善するのは良いこと。スペースを広くとってより満足度上げるという方向もありえる。（静岡）

・ 山小屋の宿泊料は今後上げざるを得ないだろう。物価も上がっているし、荷揚げするブルの燃料費も上がっている。しかしどれくらい値上げすれば良いか読み切れない。他の登り口との力関係もある。（静岡）

・ 県警・救助隊の常駐がなくなったことが課題。週末は来てもらえることになったが、緊急の際に下から登ってくるには 3 時間かかる。常駐してもらうほうが山小屋もお客さんも安心できる。（静岡）

・ 個人客向けをメインターゲットに営業するかどうかは、経営者の考え方で判断が分かれてくるだろう。ツアー客の集客状況はコロナ前から良くなかった。個人客をターゲットに部屋を改装した山小屋もあった。一方でツアーを中心に営業している山小屋もある。収容人数が大きい山小屋はツアー会社に収容人数の半分くらいを渡してしまってもいいかもしれないが、収容人数が少ないところは難しい。埋まらなかった時の影響も大きい。（静岡）

・ 協力金について、始めた当時と比べると当たり前になって定着してきた感じがある。当初は麓で協力金を払っているのに、なぜトイレチップを追加で払わなければいけないのか、といったクレームがあったが現在は定着した。（静岡）

v）富士山の植生等の自然、登山道・地表等の地質面で感じられた変化

・ 新型コロナの影響による自然、登山道・地表等の地質面での変化は感じていない。（静岡・山梨）

③ 山小屋調査のまとめ・考察

【新型コロナによる山小屋利用者や登山者の変化】

（まとめ）

- 山小屋アンケート（31 軒回答）によると、コロナ前（2019 年）からコロナ下（2021 年）にかけて、コロナ対応のために、平均宿泊定員数を 153 人［2019 年］→75 人［2021 年］と、概ね定員を半減させて営業を行っていた。

- また、結果としての平均総宿泊者数は、3805 人［2019 年］→1195 人［2021 年］と 3 分の 1 以下となっていた。この結果は 2019 年から 2021 年の宿泊者数の変化について選択肢で尋ねた質問で「7~8 割減った」とする回答が最も多く、約半数（51.7%）を占めていたことと整合する結果である。

- 山小屋利用者のタイプ別には、「外国人」が皆減となった他、「ひとり」以外のタイプは「とても減った」が最も多く、「増えた」とする回答はなかった。一方で「ひとり」については、「とても減った」の回答が最も多かったものの（50.0%）、「増えた」とする回答も 13.3%あった。

- 山小屋ヒアリング（各登山道の組合・団体及び一部事業者）では、上記アンケート結果と同じ内容が確認できた他、新型コロナ以外に天候不順も利用者減少の一因となったことを挙げる声が聞かれた。

（考察）

- 2021 年は新型コロナの影響を受けて、コロナ前と比較して登山者数自体が大きく減少していたことが環境省による赤外線カウンター調査でも分かっているが、今回の調査によって山小屋の宿泊者数も大きく減少しており、概ね 3 分の 1 に落ち込んでいたことが分かった。

- 各山小屋の宿泊定員は平均で概ね 50%に抑えられており、定員に対する稼働率としてはコロナ以前より低下した山小屋が多くあったことが推察される。

- 山小屋利用者のタイプとしては、外国人登山者が激減したほか、ガイドツアー、若者、中高年、家族連れなどいずれも大きく減少したが、単独（ひとり）登山者のみ「増えた」と回答した山小屋も 13.3%あった。ただし、新型コロナの感染状況や感染に対する要請・制限の状況、登山者のリスク認識等は日々変化していることが想定され、2022 年や 2023 年以降は状況がまた異なっていることが想定される。

【利用者に対する新型コロナ対応の状況】

（まとめ）

- 山小屋における対応に関して両県では、静岡県で「富士山山小屋における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、山梨県で「感染症予防対策に関わる基準」を作成、県内統一の基準として各組合及び山小屋に示していた。

- それに対して山小屋へのアンケートからは、同基準・ガイドラインについて、「徹底できた」が 38.9%、「概ね徹底できた」が 55.6%と、ほとんどの山小屋で県基準・ガイドラインが概ね遵守されていた状況が確認できている（回答数 18 軒）。また、一部の山小屋では、大型の扇風機やエアーコンプレッサー、空気清浄・殺菌装置等を独自に取り入れる工夫を行っていた。

- 一方、対応が難しかった対応としては、それぞれ多くはないものの、黙食、正確な体温測定、酒類の販売・持込禁止が挙げられた。また、小屋内での対応ではないが、弾丸登山の自粛呼び

かけがしづらかったと挙げる山小屋が複数あった。

（考察）

・ アンケート調査では 94.4%の山小屋が新型コロナ対応を「徹底できた」「概ねできた」と回答しており、多くの山小屋が事前に定めた基準・ガイドラインを遵守していたことが推察されるが、一方で該当設問に回答した山小屋はアンケートに回答した 31 軒中 18 軒（58.1%）であり、必ずしも富士山全体の山小屋の 9 割超で基準・ガイドラインが遵守できていたとは言えない。

・ 新型コロナに対して求められる感染対策の内容・レベルは、登山に限らない日常生活・その他のレジャー等においても日々変化している。2023 年以降は海外在住の外国人の登山者も回復することが想定されるため、実際に登山者対応及び施設・設備面での対応を行う山小屋事業者の意見を踏まえつつ、国内外の最新の状況変化を踏まえた対応方針の変更が求められる可能性がある。

【経営面の新型コロナ対応の状況】

（まとめ）

・ 山小屋へのアンケートからは、2021 年は各山小屋で、従業員数の削減（「3~4 割減らした」が最多で 38.7%）や宿泊料金の値上げ（「1~2 割上げた」が最多で 55.2%）などの対応をしていたことが分かった。

・ またヒアリングからは、宿泊定員を抑えた割合（平均で約半減）に対して、山小屋の維持に必要な基本人数を揃えるために、同程度までの従業員の削減はできないことを挙げる山小屋が見られた。

（考察）

・ 前述の 2021 年の山小屋利用者数の変化では、平均で 3 分の 1 以下に減少しており、多くの山小屋で人件費に直結する従業員数は半減まではできず、収入増につながる宿泊料金の値上げは 2 割以内に留めた山小屋が多いことを総合的に勘案すると、多くの山小屋において新型コロナが経営を圧迫する方向に影響したことが推察される（兼業の影響や行政からの支援による影響はここでは含まない）。

【新型コロナ対応で活用した行政からの支援に対する意見】

（まとめ）

・ 両県における支援策（静岡県「富士山安心・安全対策事業」、山梨県「新しい生活様式推進山小屋施設支援事業」）や、持続化給付金、その他の自治体による貸付や給付金を活用する山小屋が多く見られた。

・ 一部の山小屋からは、書類作成が煩雑であった点、消毒液などの消耗品が（2022 年から）支援の対象から外れた点の不便さを指摘する声も挙がった。

（考察）

・ アンケートの結果からは、多くの山小屋で行政からの支援が活用されており、主に経営面での支えの一助となったであろうことが推察される。

・ 登山道の維持・補修や悪天候時などの緊急避難などの山小屋の公益的機能を継続させる意味でも、山小屋の経営状況を注視し、時宜に応じて引き続き必要に応じた支援・協力を行っていくことが肝要であろう

【今後の方向性について】

（まとめ）

・ 山小屋へのアンケートにおいて、新型コロナを契機とした経営方針の見直しについて、38.7%が宿泊定員を「変更しない」、29.0%が「未定」と回答しており、「増やす」あるいは「減らす」方針を現時点で決めている山小屋は4分の1以下（22.6%）となっている。

・ 宿泊料金については「変更しない」が41.9%、「未定」が19.4%で合わせて約6割であるが、「値上げする」とした山小屋も35.5%いた。

・ （今後解決すべき）富士登山が抱える課題としては、「弾丸登山や軽装備など登山知識の不足（77.4%）」「登山マナー（54.8%）」「週末やお盆時期の混雑（35.5%）」とコロナ前から指摘をされてきた課題を引き続き挙げる声が多かった。

（考察）

・ 山小屋の宿泊定員及び宿泊料金については、各山小屋事業者個別の経営判断の面がありつつ、競合関係にもある他の山小屋の動向にも大きく影響されることが想定される。ただし、今回の調査結果からは「未定」を含めて各山小屋の意向は分かれており、コロナ後に向けてどの方向に変化していくか、現時点では不透明な状況である。

【富士山の植生等の自然、登山道・地表等の地質面で感じられた変化】

（まとめ）

・ 山小屋調査では、閉山及び新型コロナによる登山者数減少によって、富士山の植生等の自然、登山道・地表等の地質面での変化は確認されなかった。

（2） 登山ガイド調査

① 登山ガイドヒアリング

ⅰ）登山ガイド利用者について

・ 以前はガイドひとりで 40 人ぐらい見ていた。組合としてはグループ人数を少なくするよう要望しており、現在は 1 団体 15～20 人ほどになっている。しかし 20 人だと、コストの関係で以前は同行していたツアー添乗員が同行しない。（山梨）

・ ガイド利用者は通常の 1/3 程度になった。ガイドにもよるが、エージェントが頑張ってくれた小屋にはもっと来ている。インバウンドが中心だった小屋は 9 割減だった。（山梨）

・ 2021 年と 2020 年の影響で、ガイドでは稼げなくなってしまい就職した人もいる。そのため、今年は土曜日しか来られないガイドもいる。一方、山小屋はかなり厳しかったようだが、ガイドはそこまで悪くなかった。旅行会社はお客さんを保持するために、人数が 2～3 人でもツアーを催行してくれていた。（静岡）

・ 初期には県をまたぐことが難しく、他県ナンバーが排除されるような状況もあったので、2020 年度の春先などはほぼゼロになった。不要不急の外出を控えるような流れの中で、レクリエーションで他県に行くことへの抵抗が大きかった。もともと数は多くなかったが、そのタイミングではリピーターも含めて一旦ゼロになった。（静岡）

ⅱ）登山者に対するコロナ対応について

・ ガイドラインは昨年手探りで決めた。ガイドは基本マスク着用だが実際にはきつい。特に雨の時。（山梨）

・ お客様には、通常歩行時はマスク外していいことになっている。渋滞する際や施設内、会話するときは着用。ガイドもそれに準じている。県で決めたガイドラインにもあるが、間隔を 2m空けることになっている。しかし人が集中する時間帯は難しい。（山梨）

・ 2021 年はコロナ最盛期でも、高山病の危険があるため登山者にはマスクを外してもらった。山小屋に入るときだけマスクつけてもらった。（静岡）

・ 登山中に距離をとらせることも難しい。遠くにいると例えば落石の際に声が届かない。適宜、場所によって回避する方法を伝えている。（静岡）

・ 2m の間隔をあけて歩くというルールは難しい。そこで昨年は独自ルールとして互い違いの列になって歩くようにしてもらった。また、休憩時に屋外ではマスクはさせていない。山小屋など人が多い場所では気を遣って着用してもらうようにしている。混雑している広場などは通過し、登山道の広い場所で休憩を取ったりしていた。最低限のルールは守ってくださいとお願いをしている。（静岡）

ⅲ）経営面におけるコロナ対応について

・ コロナ禍でのガイドへの支援等はなかった。（山梨）

・ 人数が減ってインバウンドがいない状況で、個人の満足度は高くなったが、この状態で収入を得るためには、山小屋もガイドも倍ぐらいに単価を上げる必要がある。（山梨）

・ 大半のガイドは旅行会社の募集型ツアーに付くが、個人がガイドを雇うかたちが定着すれば、収入的にもやっていける。（山梨）

・ ガイドも費用がかかる。靴も合羽もそれぞれ 2～3 万円するが、1 年で使えなくなる。車で何度も山に登るためガソリン代も非常にかかる。（静岡）

・ 収容人数が減っているため山小屋の料金は上がっている。それに加えてガイド料を値上げするのは登山者の負担が大きくなりすぎてしまう。そのことを考えて、ガイド料金は基本的に変えずにやっている。（静岡）

・ 行政からの支援としては、環境省からコロナ禍に対応した新たな形態でのツアー造成に対する補助金の募集があったので、エントリーした。当事業所以外にも、小グループで宿泊できるようなテントの導入や、密にならないカヤック等のツアーのための物品購入といった形で、自然体験系の事業者ではこの補助金を活用したところも多いと思う。（静岡）

ⅳ）今後の方向性について

・ 弾丸登山は絶えない。御来光を頂上で見たいという人が多い。各小屋でも見られるということを周知したい。ツアー会社の問題もある。頂上での御来光という宣伝文句で売っている。（山梨）

・ 国内在住の外国人グループで近年、旧盆時期に来て大量のゴミを登山道に捨てていくケースが出ている。特に日帰りの場合のマナーが悪い。（山梨）

・ コロナ前だが弾丸登山のインバウンドツアーで、安い値段で間にエージェントが入っていることもあった。（山梨）

・ 山や自然の魅力を知る上で、富士山は県内の子供にとって大きな威力を持つものであるので、次世代に富士山の価値をしっかりと伝えられる人や団体と連携して進めていくことは意義があると思う。（静岡）

ⅴ）富士山の植生等の自然、登山道・地表等の地質面で感じられた変化

・ 新型コロナの影響による自然、登山道・地表等の地質面での変化は感じていない。（静岡・山梨）

・ 気候変動による天候不順は 15 年程前に比べると多くなったと感じる。特にここ 3 年ほど荒れる日が多い。気候変動でベストな季節が少しずれてきており、9 月のほうが良いかもしれない。そのようなアドバイスもしている。（山梨）

・ 最近は天候不順で通行止めが 2 回あった。富士山に何本もの川ができた。温暖化による影響なのか天候不順は確実に多くなっている。（静岡）

② 登山ガイド調査のまとめ・考察

【新型コロナによるガイド利用者や登山者の変化】

（まとめ）

・ 登山口や時期による違いはあるものの、各登山ガイドヒアリング（各登山道の組合・団体及び一部事業者）では、団体ツアー及び個人ツアーともに 2021 年は利用者が減少し、要請・制限の状況によっては利用がゼロに落ち込んだことが確認された。

【利用者に対する新型コロナ対応の状況】

（まとめ）

・ ヒアリングからは、高地での登山を行う中でのマスク着用は登山ガイドであっても息苦しいこと、登山時の装備や天候などの条件によってマスクの頻繁な着脱はかえって衛生面でリスクになること、等から歩行時以外（渋滞時、会話の際など）においてマスクを着用するルールについては遵守が難しかったことが分かった。

・ また、登山時のソーシャルディスタンス（2m の間隔を空けて歩くなど）確保についても、ツアー団体内で目が行き届かなくなる、声が届かなくなる等のリスクもあり、特に人が集中する時間帯・箇所においては遵守が難しかったとの声が聞かれた。

・ これらの状況に対しては、各ガイドが山小屋に入る際はマスクを着用してもらう、登山時の列を互い違いの 2 列にする、など各現場で工夫をしながら対応していた。

（考察）

・ 山小屋（施設内）での対応と異なり、屋外での、しかも高地・登山中におけるマスク着用については、たとえ休憩時や会話時に限定したとしても遵守が難しかった状況が見えてきた。2023 年以降の対応方針については、2022 年までの現場で実際に各ガイド等が運用していたルールを参考にしながら、健康リスク・事故リスクにも改めて配慮した対応方針を示していく必要があると考えられる。

【経営面の新型コロナ対応の状況】

（まとめ）

・ 現状ではガイド料金は横並びでの設定がされていることが多く、値上げを行ったケースは今回の調査では聞かれなかったが、一部では、経営面から今後の値上げの必要性や団体以外の個人利用へのシフトの必要性を挙げる声が聞かれた。

【今後の方向性について】

（まとめ）

・ ヒアリングから、現場で感じている懸念点として、弾丸登山が引き続きみられること、一部の外国人グループでゴミの放置などのマナー不足を挙げられた。

【富士山の植生等の自然、登山道・地表等の地質面で感じられた変化】

・ 登山ガイド調査では、閉山及び新型コロナによる登山者数減少によって、富士山の植生等の自然、登山道・地表等の地質面での変化は確認されなかった。

（3） 富士登山意識調査

① スクリーニング調査

■ 富士登山への関心

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
新型コロナの状況にかかわらず、富士登山に興味がある	875	19.0%	3694	12.3%	6.7%
新型コロナの状況にもよるが、富士登山に興味がある	1477	32.1%	8295	27.7%	4.5%
富士登山に興味がない（登りたくない）	2245	48.8%	18011	60.0%	-11.2%
計	4597	100.0%	30000	100.0%	

・ 本調査の対象者（富士登山へ関心のある層）の絞り込みを行うためのスクリーニング調査の結果、「新型コロナの状況に関わらず、富士登山に興味のある人」が 19.0%、「新型コロナの状況にもよるが、富士登山に興味がある人」が 32.1%となり、いずれも 2 年前の調査と比較して富士登山に興味のある人がやや多い結果となった。

■ 富士登山経験

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
吉田ルート	306	6.7%	1909	6.4%	0.3%
富士宮ルート	209	4.5%	1515	5.1%	-0.5%
須走ルート	96	2.1%	683	2.3%	-0.2%
御殿場ルート	150	3.3%	1156	3.9%	-0.6%
ルートはわからない	607	13.2%	5620	18.7%	-5.5%
登ったことはない	3394	73.8%	20666	68.9%	4.9%
計	4597	100.0%	30000	100.0%	

・ 過去の富士登山の経験については、「登ったことがない人」が 73.8%で、2 年前の調査と比較して若干多い結果となった。

・ 登山経験のある人のうち、利用した登山道は「吉田ルート」が最も多く、次いで「富士宮ルート」、「御殿場ルート」、「須走ルート」となっており、この順は 2 年前の調査と変わらない。ただし、登山経験のある人の中では「ルートはわからない」とする回答が今回、前回ともに最も多くなっている。

■　富士登山で不安なこと・対策を望むこと

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
登山道での密集･混雑	1046	44.5%	6016	50.2%	-5.7%
ご来光時の山頂付近での密集･混雑	867	36.9%	5310	44.3%	-7.4%
山小屋での密集･混雑	1282	54.5%	7139	59.5%	-5.0%
登山口までの交通機関での密集･混雑	638	27.1%	5012	41.8%	-14.7%
山小屋の衛生環境	1008	42.9%	6081	50.7%	-7.9%
トイレの衛生環境	1423	60.5%	7482	62.4%	-1.9%
健康チェック体制	759	32.3%	5065	42.2%	-10.0%
感染者発生時の対応	715	30.4%	5232	43.6%	-13.2%
その他	53	2.3%	116	1.0%	1.3%
不安に思うことはない	168	7.1%	783	6.5%	0.6%
計	2352	100.0%	11989	100.0%	

・ スクリーニング調査の中で、富士登山に関心のある人に富士登山で不安なこと・対策を望むことを複数回答で尋ねたところ、最も選択率が高かったのは「トイレの衛生環境（60.5%）」で、次いで「山小屋での密集・混雑（54.5%）」、「登山道での密集・混雑（44.5%）」で、これらは 2 年前の調査でも選択率が高くなっていた。

・ 一方、2 年前の調査時点から比較的選択率が大きく減少したのは、「登山口までの交通機関での密集・混雑（14.7 ポイント減）」、「感染者発生時の対応（13.2 ポイント減）」、「健康チェック体制（10.0 ポイント減）」と登山時に限らない新型コロナ対応に関する部分では、やや不安が薄れてきていることが示唆される結果となった。

② 本調査　※ スクリーニング調査で「富士登山へ関心のある層」1000 人のみを抽出して調査

ｉ）富士登山意向

■　新型コロナが感染拡大傾向にあるとき（自粛要請等は出ていない）

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
希望する登山形態のまま登りたい	321	32.1%	206	22.3%	9.8%
登山形態を変えて登りたい	334	33.4%	243	26.3%	7.1%
登りたくない	345	34.5%	476	51.5%	-17.0%
計	1000	100.0%	925	100.0%	

（「登山形態を変えて登りたい」場合の変更内容）

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
登山ルートを変更する	121	36.2%	73	30.0%	6.2%
ご来光を目的としない行程に変更する	72	21.6%	51	21.0%	0.6%
宿泊を伴わない行程に変更する	140	41.9%	71	29.2%	12.7%
登山日を変更する（混雑がより少ない日を選ぶ）	167	50.0%	112	46.1%	3.9%
同行者を単独もしくは同居する家族に変更する	43	12.9%	31	12.8%	0.1%
同行者の人数を減らす	71	21.3%	62	25.5%	-4.3%
ガイド付き団体登山ツアーへの参加をやめる	41	12.3%	40	16.5%	-4.2%
その他	1	0.3%	0	0.0%	0.3%
計	334	100.0%	243	100.0%	

- スクリーニング調査で富士登山に関心のある層に絞った上で、自粛要請等は出ていない前提で、新型コロナが感染拡大傾向にあるときの富士登山意向を尋ねたところ、「希望する登山形態のまま登りたい」人は 32.1%、「登山形態を変えて登りたい」人が 33.4%、「登りたくない」人が 34.5%と、ほぼ同程度ずつの結果となった。

- 2 年前の調査時と比較すると、登りたい人の割合が増えており、新型コロナの感染状況に影響を受ける人の割合が減っている形となった。

- 「登山形態を変えて登りたい」とした人の変更したい内容としては、「登山日の変更（混雑がより少ない日を選ぶ）」が最も多く 50.0%、次いで「宿泊を伴わない行程に変更する」が 41.9%、「登山ルートを変更する」が 36.2%となった。2 年前の調査時から比較すると、「宿泊を伴わない行程に変更する」を選択する割合が比較的多くなっている。

■　居住地域で不要不急の往来や外出自粛要請が発出されているとき

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
希望する登山形態のまま登りたい	209	20.9%	165	17.8%	3.1%
登山形態を変えて登りたい	262	26.2%	163	17.6%	8.6%
登りたくない	529	52.9%	597	64.5%	-11.6%
計	1000	100.0%	925	100.0%	

（「登山形態を変えて登りたい」場合の変更内容）

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
登山ルートを変更する	91	34.7%	38	23.3%	11.4%
ご来光を目的としない行程に変更する	64	24.4%	31	19.0%	5.4%
宿泊を伴わない行程に変更する	92	35.1%	44	27.0%	8.1%
登山日を変更する（混雑がより少ない日を選ぶ）	108	41.2%	81	49.7%	-8.5%
同行者を単独もしくは同居する家族に変更する	43	16.4%	17	10.4%	6.0%
同行者の人数を減らす	64	24.4%	45	27.6%	-3.2%
ガイド付き団体登山ツアーへの参加をやめる	25	9.5%	18	11.0%	-1.5%
その他	1	0.4%	0	0.0%	0.4%
計	262	100.0%	163	100.0%	

・ 前提条件を「居住地域で不要不急の往来や外出自粛要請が発出されているとき」とした場合には、「登りたくない」人の割合が増えて約半数（52.9%）となった。ただし、2 年前の調査時と比較するとその割合はやや減少している（11.6 ポイント減）。

・ 「登山形態を変えて登りたい」とした人の変更したい内容としては、「登山日の変更（混雑がより少ない日を選ぶ）」、「宿泊を伴わない行程に変更する」、「登山ルートを変更する」等が多い傾向は前頁同様である。

■　居住地域で緊急事態宣言が発出されているとき

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
希望する登山形態のまま登りたい	188	18.8%	144	15.6%	3.2%
登山形態を変えて登りたい	196	19.6%	144	15.6%	4.0%
登りたくない	616	61.6%	637	68.9%	-7.3%
計	1000	100.0%	925	100.0%	

（「登山形態を変えて登りたい」場合の変更内容）

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
登山ルートを変更する	68	34.7%	40	27.8%	6.9%
ご来光を目的としない行程に変更する	38	19.4%	28	19.4%	-0.1%
宿泊を伴わない行程に変更する	65	33.2%	36	25.0%	8.2%
登山日を変更する（混雑がより少ない日を選ぶ）	70	35.7%	67	46.5%	-10.8%
同行者を単独もしくは同居する家族に変更する	31	15.8%	17	11.8%	4.0%
同行者の人数を減らす	33	16.8%	38	26.4%	-9.6%
ガイド付き団体登山ツアーへの参加をやめる	23	11.7%	20	13.9%	-2.2%
その他	1	0.5%	0	0.0%	0.5%
計	196	100.0%	144	100.0%	

・前提条件を「居住地域で緊急事態宣言が発出されているとき」とした場合には、「登りたくない」人の割合がさらに増えて約 6 割（61.6%）となった。ただし、2 年前の調査時と比較するとその割合はやや減少している（7.3 ポイント減）。

・「登山形態を変えて登りたい」とした人の変更したい内容としては、「登山日の変更（混雑がより少ない日を選ぶ）」、「宿泊を伴わない行程に変更する」、「登山ルートを変更する」等が多い傾向は前頁までと同様である。

ⅱ）富士登山における今後の対策

■　人数制限

1日あたりの入山可能人数を制限する	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	481	48.1%	1277	68.7%	-20.6%
まあ賛成	336	33.6%	440	23.7%	9.9%
どちらともいえない・わからない	161	16.1%	117	6.3%	9.8%
やや反対	15	1.5%	14	0.8%	0.7%
反対	7	0.7%	12	0.6%	0.1%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

富士登山全体を事前予約制にする	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	390	39.0%	1159	62.3%	-23.3%
まあ賛成	347	34.7%	455	24.5%	10.2%
どちらともいえない・わからない	202	20.2%	190	10.2%	10.0%
やや反対	38	3.8%	37	2.0%	1.8%
反対	23	2.3%	19	1.0%	1.3%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

1グループ（ガイド1人あたり）の最大人数を設定する	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	379	37.9%	1103	59.3%	-21.4%
まあ賛成	382	38.2%	499	26.8%	11.4%
どちらともいえない・わからない	211	21.1%	227	12.2%	8.9%
やや反対	13	1.3%	20	1.1%	0.2%
反対	15	1.5%	11	0.6%	0.9%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

・ 富士登山に関して今後考えられる対策（人数制限関連）について、その賛否を尋ねたところ、「1日当たり入山可能人数の制限」、「富士登山全体における事前予約制」、「1グループあたりの最大人数設定」のそれぞれについて、「やや反対」及び「反対」の割合はいずれも5%未満であり、「賛成」と「まあ賛成」を合わせればいずれの対策についても過半数を超える結果となった。

・ 3つの対策の中では、「1日当たり入山可能人数の制限」に賛成する人の割合が最も多く、「賛成」が約半数（48.1%）となっている。

・ ただし、2年前の調査時と比較すると、いずれの対策についても「賛成」の割合が減少しており、その分「まあ賛成」と「どちらともいえない・わからない」の割合が増加している。

■　人数制限のためのアクセス制限

駐車可能台数を制限する（少なくする）	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	325	32.5%	944	50.8%	-18.3%
まあ賛成	334	33.4%	498	26.8%	6.6%
どちらともいえない・わからない	261	26.1%	332	17.8%	8.3%
やや反対	47	4.7%	60	3.2%	1.5%
反対	33	3.3%	26	1.4%	1.9%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

駐車場を事前予約制にする	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	370	37.0%	999	53.7%	-16.7%
まあ賛成	334	33.4%	481	25.9%	7.5%
どちらともいえない・わからない	225	22.5%	303	16.3%	6.2%
やや反対	50	5.0%	51	2.7%	2.3%
反対	21	2.1%	26	1.4%	0.7%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

5合目までの通行料金や駐車場料金を値上げする	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	164	16.4%	437	23.5%	-7.1%
まあ賛成	161	16.1%	281	15.1%	1.0%
どちらともいえない・わからない	297	29.7%	597	32.1%	-2.4%
やや反対	159	15.9%	304	16.3%	-0.4%
反対	219	21.9%	241	13.0%	8.9%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

5合目行きのシャトルバスやタクシーの夜間運行を制限する	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	236	23.6%	720	38.7%	-15.1%
まあ賛成	294	29.4%	552	29.7%	-0.3%
どちらともいえない・わからない	343	34.3%	473	25.4%	8.9%
やや反対	71	7.1%	65	3.5%	3.6%
反対	56	5.6%	50	2.7%	2.9%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

・人数制限ためのアクセス制限関連の対策について、その賛否を尋ねたところ、「駐車可能台数の制限」と「駐車場の事前予約制」については「賛成」の割合が最も多く、「賛成」と「まあ賛成」を合わせた割合もいずれの対策でも 6 割を超えている。

・一方、「5 合目までの通行料金や駐車場料金の値上げ」と「5 合目行きのシャトルバスやタクシーの夜間運行の制限」については「どちらともいえない・わからない」の割合が最も高く、夜間運行制限については「賛成」と「まあ賛成」を合わせた割合が過半数（53.0%）を占めるものの、通行料金や駐車場料金の値上げについては「やや反対」と「反対」を合わせた割合（37.8%）が

「賛成」と「まあ賛成」を合わせた割合（32.5%）を上回る結果となっている。

・ 2 年前の調査時と比較すると、4 つの対策いずれにおいても「賛成」の割合が減少しており、「駐車可能台数の制限」、「駐車場の事前予約制」、「5 合目行きのシャトルバスやタクシーの夜間運行の制限」については 10 ポイント以上の減少となっている。

■ 利用形態制限

ご来光を目的とした登山時の宿泊を義務化する	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	160	16.0%	607	32.6%	-16.6%
まあ賛成	262	26.2%	469	25.2%	1.0%
どちらともいえない・わからない	421	42.1%	615	33.1%	9.0%
やや反対	81	8.1%	108	5.8%	2.3%
反対	76	7.6%	61	3.3%	4.3%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

登山届の提出を義務化する	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	526	52.6%	1147	61.7%	-9.1%
まあ賛成	302	30.2%	436	23.4%	6.8%
どちらともいえない・わからない	143	14.3%	219	11.8%	2.5%
やや反対	23	2.3%	37	2.0%	0.3%
反対	6	0.6%	21	1.1%	-0.5%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

ガイドの同行を義務化する	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
賛成	139	13.9%	427	23.0%	-9.1%
まあ賛成	228	22.8%	437	23.5%	-0.7%
どちらともいえない・わからない	427	42.7%	730	39.2%	3.5%
やや反対	120	12.0%	158	8.5%	3.5%
反対	86	8.6%	108	5.8%	2.8%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

・ 利用形態制限関連の対策について、その賛否を尋ねたところ、「登山届の義務化」については「賛成」が過半数（52.6%）となったものの、「ご来光を目的とした登山時の宿泊義務化」と「ガイドの同行の義務化」については「どちらともいえない・わからない」の割合が最も高く約 4 割を占める結果となった。

・ また、宿泊義務化とガイド同行の義務化は「反対」と「やや反対」の回答も一定割合でみられた。

・ これらの 3 つの対策についても 2 年前の調査時と比較すると「賛成」の割合がいずれも減少した。特に宿泊の義務化については 16.6 ポイントの大きな減少となっている。

iii）登山経験

■　登山経験（富士山以外を含む）

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
登山したことはない	156	15.6%	390	21.0%	-5.4%
初心者（登山したことはある）	595	59.5%	959	51.6%	7.9%
2～3年	68	6.8%	204	11.0%	-4.2%
4～9年	51	5.1%	129	6.9%	-1.8%
10年以上	130	13.0%	178	9.6%	3.4%
計	1000	100.0%	1860	100.0%	

・ 回答者の登山経験（富士山以外を含む）は、「初心者」が最も多く、約 6 割を占めていた。2 年前の調査時と比較すると若干初心者の割合が増えている。

・ 次いで、「登山したことはない（15.6%）」、「10 年以上（13.0%）」となっており、「初心者」と合わせて比較的登山経験の少ない層の回答が多くなっている。

■　登山経験（富士山）

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
1回	352	70.4%	702	75.5%	-5.1%
2～3回	99	19.8%	143	15.4%	4.4%
4～9回	30	6.0%	70	7.5%	-1.5%
10～19回	12	2.4%	11	1.2%	1.2%
20回以上	7	1.4%	4	0.4%	1.0%
計	500	100.0%	930	100.0%	

・ 回答者の中で富士登山経験者にその登山回数を尋ねたところ、「1 回」が最も多く約 7 割（70.4%）となっており、登山回数が多くなるごとに回答割合は少なくなっている。

■　山小屋宿泊経験（富士山）　※ 富士登山経験者（500 人）のみを対象

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
なし	318	63.6%	667	71.7%	-8.1%
あり	182	36.4%	263	28.3%	8.1%
計	500	100.0%	930	100.0%	

・ 回答者の中で富士登山経験者に山小屋宿泊経験を尋ねたところ、「なし」が 63.6%、「あり」が 36.4%で、宿泊経験なしの人が多い結果であった。

■　ご来光経験（富士山）　※ 富士登山経験者（500 人）のみを対象

区分	2022年		2020年		2022－2020
	回答数	割合	回答数	割合	
見たことがある	188	37.6%	305.0	32.8%	4.8%
見たことはない	312	62.4%	625.0	67.2%	-4.8%
計	500	100.0%	930.0	100.0%	

・ 回答者の中で富士登山経験者にご来光経験を尋ねたところ、「見たことはない」が 62.4%、「見たことがある」が 37.6%で、ご来光経験なしの人が多い結果であった。

③ 富士登山意識調査のまとめ・考察

【新型コロナによる山小屋利用者や登山者の変化】

（まとめ）

・ 2022 年の富士登山に関心のある層への Web アンケート（1000 人回答）では、新型コロナが感染拡大傾向にあったとしても、自粛要請等が出てなければ、65.5%が希望する登山形態あるいは登山形態を変えて「富士登山をしたい」と回答しており、2020 年の調査時から登山希望者は 17.0 ポイント増加している。なお、登山形態を変えたい場合の内容として「登山日の変更」が第 1 位であることは 2020 年調査時と同様であるが、「宿泊を伴わない行程に変更する」は 2020 年時点の第 3 位（29.2%）から第 2 位（41.9%）に 12.7 ポイント上昇した。

（考察）

・ 富士登山に関心のある層（潜在的な富士登山者層）は、行動制限・要請がなければ仮に新型コロナが感染拡大傾向でも、約 3 分の 2 は富士登山を行いたい意向を持っており、2020 年の最初の拡大期から新型コロナに対する不安はやや薄れ、感染及び制限・要請の状況等にはよるものの、市場の大きな方向性としては登山者は回復に向かうことが推測される。

・ ただし、引き続き混雑をできるだけ避けながら登山を行うことも想定され、混雑回避策の一つとして日帰り登山（弾丸を含む）が増える可能性がある点には留意が必要である。

【利用者に対する新型コロナ対応の状況】

（まとめ）

・ 2022 年の富士登山に関心のある層への Web アンケート（2352 人回答）では、仮に富士登山をする際に不安なこと・対策を望むこととして、多い順に「トイレの衛生環境（60.5%）」「山小屋での密集・混雑（54.5%）」「登山道での密集・混雑（44.5%）」が挙がっており、上位に挙がる項目は 2020 年調査時点と変わっていない。

（考察）

・ 登山者が不安なこと・対策を望むこととしては、2020 年、2022 年の調査いずれでもトイレの衛生面と山小屋・登山道の密集・混雑を挙げており、安全・安心に富士登山をしてもらうための重要な対策項目として挙げられる。

【今後の方向性について】

（まとめ）

・ 2022 年の富士登山に関心のある層への Web アンケート（1000 人回答）では、富士登山における今後の対策案を示して「賛成」か「反対」を尋ねた結果を得点化したところ、賛成側の意向が高かった対策案として、順に「登山届を義務化する（1.32 点）」「1 日当たりの入山可能人数を制限する（1.27 点）」「1 グループ（ガイド 1 人あたり）の最大人数を設定する（1.10 点）」となった。

・ 一方で、賛成側の意向が低かった対策案は、順に「五合目までの通行料金や駐車場料金を値上げする（▲0.11 点）」「ガイドの同行を義務化する（0.21 点）」「ご来光を目的とした登山時の宿泊を義務化する（0.35 点）」となった。

・ また、「五合目行きのシャトルバスやタクシーの夜間運行を制限する」「ご来光を目的とした登山時の宿泊を義務化する」「ガイドの同行を義務化する」においては、回答のうち選択率が最も

高いのは「どちらともいえない・わからない」となっていた。

・ なお、いずれの対策案についても 2020 年調査時からやや賛成側の意向が減少し、各対策案で 0.11 点から 0.43 点の減少となった。

※ 得点化は、「賛成」を 2 点、「反対」を▲2 点、その間の回答を 1 点刻みの得点として、回答者の平均得点を算出した（全員が「賛成」だと 2 点となる計算）。

（考察）

・ 富士登山における管理対策の検討・実施にあたっては、有識者の意見を諮りつつ、両県、環境省、文化庁、林野庁をはじめとした管理に関わる各団体・組織、山小屋・ガイド・交通関係等の事業者が綿密な協議を図ったうえで決定していくことが求められるが、併せて登山を行う主体となる登山者及び市場（潜在的な登山者層）の意向を踏まえることが、現実的かつ継続可能な対策を実施する上で重要となる。

・ 今回は、登山届の義務化や 1 日当たりの入山可能人数の制限、ガイド 1 人当たりのグループ人数の制限等については、富士登山に関心のある層から比較的賛成側の意向が高いことが確認された。

・ 一方でいずれの対策案についても 2020 年時点からやや賛成側の意向が減少しており、今回の調査だけでは要因の特定は難しいが、今後さらにどう変化するのか留意しておく必要がある。

（4） その他の調査結果

① 外国人聴き取り調査（2022 年開山期）

・ 各五合目登山口では、2022 年の開山期において外国人案内人（静岡県：富士山ナビゲーター、山梨県：通訳案内士会）が外国人登山者を対象に、新型コロナの影響で富士登山に関連して困ったことがなかったか等について無作為にヒアリングを行った。

・ その結果、マスク着用などの制限が煩わしい、新型コロナへの感染リスクをなるべく下げたい、予約制となっていることを知らなかった、新型コロナの影響で収入が減っている等の理由から、山小屋へ宿泊せずに富士登山を行うといった声が多く聞かれた。

・ 一方で、登山は屋外での活動であることや、ワクチンを接種していることを理由に、あるいは、そもそもの認識として新型コロナへの感染リスクはあまり気にならないという声も聞かれた。一部では、日本国内及び富士山におけるコロナ感染対策（主にマスク）について、厳しすぎるといった不満の声も聞かれている。

・ 登山者数については、人が少なくて登りやすかった、山小屋が混んでいなくてよかった、などの意見も聞かれた。

・ また、米軍キャンプ関係者から、以前は富士登山ツアーがもっと多くあったが、今夏については減っているという情報が得られた。

・ 加えて、コロナ禍において富士登山を控えていたが、ようやく登ることができたといった声も多く聞かれている。

※ 2022 年の富士登山者における外国人は、海外からの旅行者数全体が限られているため、主に国内在住の外国人であったと推測される。

② 山梨県富士山科学研究所による調査

ｉ）登山者アンケート

・ 山梨県富士山科学研究所（以下、「富士山科学研究所」）では、2021 年 9 月 5 日（日）～9 月 8 日（水）の 4 日間、富士スバルライン（吉田口）五合目において、下山者が多い午前 8 時～午後 2 時を中心に、対面でのアンケート調査を実施した。

・ 調査員は、登山道から出てきた下山者に対して無作為で声がけをして、アンケート調査への協力を依頼した。そして、回答者がアンケートを記入し終えたら、登山者のタイプに関係なく、次に登山道から出てきた人に声をかけて協力を依頼し、計 309 人からの回答を得た。

【調査結果】

■ 感染症への不安感について

・ 富士山の登山者に対し、登山に伴う感染症のリスクについて、登山前に感じていた不安度を 5 段階（とても不安だった～全く不安ではなかった）でたずねた。また、実際に富士山の登山中に、新型コロナウイルスへの感染に不安を感じた場面はあったかをたずねた。

・ その結果、登山前に感染症について不安を抱いていた人（「とても不安だった、やや不安だった」と回答した人）は、無回答を除いた 303 人中 139 人（45.9%）であった。また、登山中に実際に不安を感じた人は、全体の 40.6%であった。特に、登山前に不安を抱いていた 139 人に着目すると、実際に登山中に不安を感じた人は 88 人であり、51 人はもともと不安を抱いていたものの、実際には不安を感じずに登山ができたと考えられる。登山客数の減少や山小屋などでの感染症対策によって、不安を払拭できた登山者がいたことが推察される。

・ 一方で、登山中に感染症の不安を感じる場面があったと回答した人に、どこで感じたかをたずねたところ、山小屋（「山小屋の中でマスクをしていない」「大部屋で他の登山者との距離が近い」など）と、登山中（「ご来光前の山頂付近の混雑」「登山中のマスク非着用」など）での場面が挙げられた。

・ 登山前に感染症について不安を抱いていた 139 人について、山小屋での宿泊の影響を検討すると、山小屋に宿泊した 122 人のうち 81 人（68.4%）は不安を感じていたが、41 人（31.6%）は不安なく過ごせていた。ただし、山小屋に宿泊をしていない人のうち不安を感じずに過ごせた人は 58.8%（17 人中 10 人）であり、感染症への不安を感じる場面がより少ないことが示された。

・ 山小屋ごとの感染症対策の違いや、宿泊した部屋のスタイル（大部屋または個室など）によって不安の感じ方は異なることが推察されるが、今回のデータでは山小屋での過ごし方の詳細までは不明であり、それらの影響の評価は今後の課題である。

■ 登山者数に関する意向について

・ 「今年の登山者数は例年の半数ほど」としたうえで、今年の登山者数についての登山者の意向を尋ねた。結果は「今回の登山者数は適度であった」という回答は 292 人中 248 人（84.9%）であった。

・ なお、調査を実施した日の吉田ルートの登山者数は、環境省設置の赤外線カウントデータによると、9 月 5 日(日)が 1651 人、6 日(月)922 人、7 日(火)1223 人、8 日(水)785 人であった。2021 年の開山期間における吉田ルートの 1 日の登山者数平均は、平日が 602 人、土日祝日が 1081 人であり、コロナ前の 2019 年の平日 1746 人、土日祝日 2848 人という状況と比べると 2021 年の登山者数は大幅に減少している。

出典：富士山科学研究所

ⅱ）自動撮影カメラを用いた調査

・ 富士山科学研究所では、閉山により五合目から六合目周辺の中大型哺乳類の出現頻度に時空間変化が生じたかを明らかにするため、山梨県側で自動撮影カメラ（合計 35 地点）を用いた調査を実施した。

【調査結果】

・ 閉山前（2019 年 7・8 月）には 5 種（ニホンカモシカ、ニホンジカ、アカギツネ、テン、ノウサギ）が確認されたのに対し、閉山中（2020 年 7・8 月）には 5 種に加えて 2 種（イノシシ、ハクビシン）の合計 7 種が確認された。

・ 両期間（閉山前・閉山中）を通じた撮影頻度指数（RAI：100 日当たりの撮影数）はシカ（62.3）、カモシカ（4.5）、キツネ（0.6）、ノウサギ（0.4）、テン（0.4）、ハクビシン（0.1）、イノシシ（0.05）の順に高かった。

・ 期間間で撮影頻度に差があるかを種ごとに解析した結果、シカのみ閉山前から閉山中に撮影頻度が有意に増加した。ただし、閉山が原因ではなく、単純にシカ個体群が増加した可能性がある。また、閉山前に比べ閉山中に登山道もしくは車道付近への出没頻度が上昇したかを種ごとに検討した結果、そのような傾向は見られなかった。

出典：富士山科学研究所

③ その他の調査のまとめ・考察

【利用者に対する新型コロナ対応の状況】

（まとめ）

・ 富士山科学研究所による富士登山者アンケート（309 人回答）では、登山前に感染症について不安を感じていた人は全体の 45.9%（無回答を除く）で、そのうち実際に登山中に不安を感じた人は 63.9%となっていた。一方で、登山中に感染症の不安を感じる場面があったと回答した人に、どこで感じたかを尋ねたところ、山小屋（「山小屋の中でマスクをしていない」「大部屋で他の登山者との距離が近い」など）と、登山中（「ご来光前の山頂付近の混雑」「登山中のマスク非着用」など）での場面が挙げられた。

・ 各五合目登山口における外国人案内人（静岡県：富士山ナビゲーター、山梨県：通訳案内士）による外国人登山者への聴き取り調査（2022 年）は、対象が一部外国人に限られる点には留意が必要であるが、登山が屋外活動であること等を理由に感染リスクが低いと考える外国人や、富士山におけるコロナ感染対策が厳しいと感じる外国人、マスク着用が求められることが煩わしいことを理由に山小屋への宿泊をしないとする外国人などもいた。

（考察）

・ 登山前に不安を感じていた登山者のうち 36.1%は、実際は不安を感じずに登山ができており、登山者の減少や山小屋などでの感染症対策によって不安が払拭されていたことが推察される。一方で感染症の不安感を抱く要因のひとつに山小屋での宿泊の影響があることが示唆されているが、今回のデータでは山小屋での過ごし方の詳細までは不明であり、それらの影響の評価は今後の課題である。

・ 2022 年は国内在住の外国人が主であり、日本国内の新型コロナの感染状況や求められる感染対策に一定程度の認識・理解があったことも想定されるが、2023 年以降、仮にインバウンドが回復してきた際には、富士登山にも普段のコロナ対策や感染リスクに対する考え方が様々に異なる海外在住の外国人が増えてくると考えられる。そのため、登山者に求めるコロナ感染対策においては、外国語対応に加えて、対策を実施することの目的・意義も合わせて分かりやすく伝えていくことが求められる。

【今後の方向性について】

（まとめ）

・ 富士山科学研究所による登山者アンケート（309 人回答）では、「今年の登山者数は例年の半数ほど」とした上で、今年の登山者数についての登山者の意向を尋ねた結果、「今回の登山者数は適度であった」という回答は 292 人中 248 人（84.9%）であった。

※ 調査日 4 日間の吉田口登山者数（環境省設置赤外線カウントデータ）はそれぞれ 1651、922、1223、785 人。

【富士山の植生等の自然、登山道・地表等の地質面で感じられた変化】

（まとめ）

・ 富士山科学研究所による五合目から六合目周辺の中大型哺乳類の出現頻度に関する調査では、閉山による個体群への影響は確認されなかった。

参考資料

（１） 山小屋アンケート調査票

富士山山小屋における新型コロナウイルス感染症影響調査

日ごろより静岡・山梨両県政の推進にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在も続く新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、両県経済にもこれまで深刻なダメージを与えており、観光産業への影響も非常に大きく、観光におけるリスクマネジメントの重要性が再認識させられたところです。

こうした状況を踏まえ、富士山世界文化遺産協議会では、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を強く受けた令和3年度の富士登山開山期における、各登山道の五合目以上の山小屋等が受けた経営・営業活動面及びその他対応面での影響を把握することにより、各事業者の現況を把握して今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。

つきましては、ご多忙中に恐れ入りますが、アンケートにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ **調査票や返信用封筒にお名前（山小屋名を含む）やご住所を記入する必要はありません。**
（集計の際に、山小屋のある登山道ごとの集計はさせていただきます）

※ **回答はデータに基づいた精緻なものではなく、ご自身の感覚によるもので構いません。**

※ **1つの山小屋に対して、代表の方１名がご回答ください。**

※ **ご回答いただいた内容は統計的に処理いたしますので、個別に利用されることや特定されることはございません。**

調 査 主 体　富士山世界文化遺産協議会 事務局
静岡県富士山世界遺産課
Tel：054-221-3747
山梨県世界遺産富士山課
Tel：055-223-1330
調査票回収先　公益財団法人日本交通公社
Mail：g_kankyoplan@jtb.or.jp

ご記入いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ
7月31日（日）までに郵便ポストへ投函してください。
あるいは、
以下のアンケートサイトにアクセスしてご回答ください。

https://questant.jp/q/yamagoya22-y

■ 2021（令和 3）年の登山者のことについてお答えください。

【開山期を通じた登山者数】

Q1 コロナ前（2019 年）とコロナ後（2021 年）における貴山小屋での宿泊者数について教えてください。

区 分	1 日あたりの宿泊定員数	開山期を通じた総宿泊者数
コロナ前(2019 年)	人	人
コロナ後(2021 年)	人	人

Q2 貴山小屋を利用した登山者数は、コロナ前（2019 年）と比べてどのように変わりましたか。（○は、それぞれ1つ）

宿泊の登山者	① 増えた	② 変わらなかった	③ 1～2割減った	④ 3～4割減った
	⑤ 5～6割減った	⑥ 7～8割減った	⑦ 9割以上減った	
宿泊外の登山者	① 増えた	② 変わらなかった	③ 1～2割減った	④ 3～4割減った
	⑤ 5～6割減った	⑥ 7～8割減った	⑦ 9割以上減った	

【タイプごとの登山者数】

Q3 貴山小屋を利用した以下のタイプの宿泊者は、コロナ前（2019 年）とどのように変わりましたか。（○は、それぞれ1つ）

10 人以上の登山ガイド付きツアー	① 増えた	② 変わらなかった	③ やや減った	④ とても減った
30 代以下の若者	① 増えた	② 変わらなかった	③ やや減った	④ とても減った
60 代以上の中高年	① 増えた	② 変わらなかった	③ やや減った	④ とても減った
家族連れグループ	① 増えた	② 変わらなかった	③ やや減った	④ とても減った
外国人グループ	① 増えた	② 変わらなかった	③ やや減った	④ とても減った
単独登山者（一人）	① 増えた	② 変わらなかった	③ やや減った	④ とても減った

■ 2021（令和 3）年の登山者に対するコロナ対応についてお答えください。

【基本的な感染対策について】

Q4 新型コロナ対策で策定した「感染症予防対策に係る基準（山梨県）」※の対応状況を教えてください。（○は1つ）

【山梨県】 感染症予防対策に係る基準	① 徹底できた ② 概ね徹底できた ③あまりできなかった

※「感染症予防対策に係る基準（山梨県）」の内容は同封の資料を参照ください。

【上記以外の対応】

Q5 貴山小屋で実施した上記以外の新型コロナ対応の取組があれば教えてください。（自由記述）

【対応が難しかった内容】

Q6 取組の中で、小屋内での遵守や登山者に守ってもらうことが難しかったものがあれば教えてください。（自由記述）

■ 2021（令和 3）年の経営面におけるコロナ対応についてお答えください。

Q7 昨年(2021 年)の従業員数はコロナ前（2019 年）と比べてどのように変わりましたか。（○は、それぞれ1つ）

従業員数 （パート・アルバイトを含む）	① 増やした	② 変えなかった	③ 1～2割減らした	④ 3～4割減らした
	⑤ 5～6割減らした	⑥ 7～8割減らした	⑦ 9割以上減らした	

Q8 昨年(2021 年)の宿泊料金（平均）はコロナ前（2019 年）と比べてどのように変わりましたか。（○は、それぞれ1つ）

宿泊料金 （平均）	① 5割以上上げた	② 3～4割上げた	③ 1～2割上げた	④変えなかった
	⑤ 1～2割下げた	⑥ 3～4割下げた	⑦ 5割以上下げた	

Q9 2020 年から 2021 年に貴山小屋で利用した国・自治体の支援策を教えてください。（○は、それぞれ1つ）

富士山安心・安全対策事業（静岡県）	① 利用した	② 検討のみした	③ 利用しなかった	④ 知らなかった
新しい生活様式推進山小屋施設支援事業（山梨県）	① 利用した	② 検討のみした	③ 利用しなかった	④ 知らなかった
山岳環境保全対策支援事業（環境省）	① 利用した	② 検討のみした	③ 利用しなかった	④ 知らなかった
持続化給付金	① 利用した	② 検討のみした	③ 利用しなかった	④ 知らなかった
雇用調整助成金	① 利用した	② 検討のみした	③ 利用しなかった	④ 知らなかった
自治体による貸付や給付金	① 利用した	② 検討のみした	③ 利用しなかった	④ 知らなかった

Q10 上記以外で国や県・市等の行政機関から受けた支援策はありましたか。

支援を受けた行政機関	支援を受けた具体的な内容

Q11 国・自治体の支援策に対して、使い勝手の良かった点や不便だった点などがあれば教えてください。（自由記述）

Q12 新型コロナを契機とした経営方針の見直しについて教えてください。（○は、それぞれ1つ）

コロナ収束後、宿泊可能な定員数は コロナ対応後（2021年）の現在と 比べてどのように見直しますか。	① 増やす　② 変更しない　③ 減らす　④ 未定 ⑤ その他（　　）
コロナ収束後、宿泊料金は コロナ対応後（2021年）の現在と 比べてどのように見直しますか。	① 値上げする　② 変更しない　③ 値下げする　④ 未定 ⑤ その他（　　）

■ 今後の方向性についてお答えください。

Q13 現在、富士登山が抱える課題として何があると思いますか。該当するものをすべて選んでください。（いくつでも）

① 週末やお盆時期の混雑	⑦ 登山客の満足度の向上
② 遭難等の登山事故	⑧ 弾丸登山や軽装備など登山知識の不足
③ 登山マナー	⑨ 新型コロナ対応
④ 富士山における環境破壊	⑩ 外国人登山者への対応
⑤ 世界的な気候変動による天候不順	⑪ 五合目までの交通アクセス方法
⑥ 登山者への情報提供	⑫ 登山者数の逓減
⑬ その他（　　）	

Q14 Q13で選択していただいた課題を解決するために何が必要と思いますか。（自由記述）

Q15 富士登山の今後のあり方に関してご意見があれば自由に記載してください。（自由記述）

お忙しい中、調査に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

（２） 登山者意識調査調査票

富士登山に関する意識調査

（実際は、ウェブ画面を通じての調査・回答）

■ スクリーニング調査（調査対象を抽出するための事前調査）

問１　今後の富士登山に興味はありますか。（○は１つ）

１．新型コロナウイルスの状況にかかわらず、富士登山に興味がある（登りたい、登ってみたい）
２．新型コロナウイルスの状況にもよるが、富士登山に興味がある（登りたい、登ってみたい）
３．富士登山に興味がない（登りたくない）

問２　今までに、山頂登頂を目的として富士山に登ったことはありますか。（○は１つ）

１．ある　→【複数回答】（□吉田ルート　□富士宮ルート　□須走ルート　□御殿場ルート　□ルートはわからない）
２．ない

問３　【興味がある人のみ】今後、富士山に登るとしたら、不安なこと・対策をとってほしいと思うことはありますか？（○は、いくつでも）

１．登山道での密集・混雑	６．トイレの衛生環境
２．ご来光時の山頂付近での密集・混雑	７．健康チェック体制
３．山小屋での密集・混雑	８．感染者発生時の対応
４．登山口までの交通機関での密集・混雑	９．その他（　　）
５．山小屋の衛生環境	10．不安に思うことはない

問１「１－２：富士登山興味あり」×問２「１：富士登山経験者」　→本調査へ
問１「１－２：富士登山興味あり」×問２「２：富士登山未経験者」　→本調査へ
問１「３：富士登山興味なし」　×問２「１：富士登山経験者」　→調査終了
問１「３：富士登山興味なし」　×問２「２：富士登山未経験者」　→調査終了

■ 本調査

今後の富士登山について

富士山の山小屋・登山道では、宿泊の原則予約制、寝具等の客ごとの交換、社会的距離の確保、パーテーションの設置等の各種コロナ対策を実施しています。

【参考】

今夏（2022 年夏）、富士山では、山小屋・登山道において、関係機関が連携して次のような新型コロナウイルス感染症対策を行っています。

(富士登山オフィシャルサイト｜安全・リスク情報｜感染症対策について)

http://www.fujisan-climb.jp/risk/covid-19.html

問４　上記の対策が取られているとして、以下に挙げた新型コロナウイルスの各感染状況における今後の富士登山意向をお答えください。（○は、それぞれ１つ）

	希望する登山形態のまま登りたい	登山形態を変えて登りたい	登りたくない
（1）自粛要請等は発出されていないが、新型コロナが感染拡大傾向にある	1	2	3
（2）居住地域で不要不急の往来や外出の自粛要請が発出されている	1	2	3
（3）居住地域で緊急事態宣言が発出されている	1	2	3

（問４でひとつでも「登山形態を変えて登りたい」と回答した人）

問５　どのように登山形態を変えようと思いますか。（○は、いくつでも）　*★コロナの状況別に設定*

1．登山ルートを変更する（混雑がより少ないルートを選択する）	5．同行者を単独もしくは同居する家族に変更する
2．ご来光を目的としない行程に変更する	6．同行者の人数を減らす
3．宿泊を伴わない行程に変更する	7．ガイド付き団体登山ツアーへの参加をやめる
4．登山日を変更する（混雑がより少ない日を選ぶ）	8．その他（　　）

富士登山における今後の対策について

問６　富士山では、貴重な環境を保全しながら来訪者が安全・快適に登山を楽しめるよう、マイカー規制の実施や保全協力金の導入、混雑予想カレンダーの作成などの様々な対策を行っています。

コロナ禍をふまえた新しい富士登山のあり方を見据え、さらなる安心・安全・快適な富士登山を実現するため、以下の対策案についてのあなたのご意見をお聞かせください。（以下に挙げる対策は、調査・研究段階の案のひとつであり、今後の実施が確定しているものではありません。）

		賛成	まあ賛成	どちらともいえない・わからない	やや反対	反対
人数制限	①　１日あたりの入山可能人数を制限する	1	2	3	4	5
	②　富士登山全体を事前予約制にする	1	2	3	4	5
	③　１グループ（ガイド１人あたり）の最大人数を設定する	1	2	3	4	5
人数制限のための	④　駐車可能台数を制限する（少なくする）	1	2	3	4	5
	⑤　駐車場を事前予約制にする	1	2	3	4	5

アクセス制限	⑥　５合目までの通行料金や駐車場料金を値上げする	1	2	3	4	5
	⑦　５合目行きのシャトルバスやタクシーの夜間運行を制限する（宿泊をともなわないご来光目的の夜間登山対策強化）	1	2	3	4	5
利用形態制限	⑧　ご来光を目的とした登山時の宿泊を義務化する（宿泊をともなわないご来光目的の夜間登山対策強化）	1	2	3	4	5
	⑨　登山届の提出を義務化する	1	2	3	4	5
	⑩　ガイドの同行を義務化する	1	2	3	4	5

（問６でひとつでも「反対」「やや反対」と選択した人）

問７　反対の理由を具体的にご記入ください。（自由記述）　*★複数選択した際は項目ごとに自由記入を設定*

問８　その他、安全・安心・快適な富士登山を実現するために必要な対策があれば、具体的にご記入ください。（自由記入）

あなたご自身について

※性別、年代、居住地（都道府県）、職業は、調査会社から提供される基本属性に含まれる。

問９　あなたの登山経験を教えてください。（○は１つ）

１．登山したことはない　２．初心者（登山したことはある）　３．２～３年　４．４～９年　５．１０年以上

問１０　コロナ禍（2020 年 3 月から現在まで）において、アウトドア活動を行いましたか。（○はいくつでも）

１．　日帰りでの登山	４．　キャンプ	７．　ｶﾇｰ･ｶﾔｯｸ･ﾗﾌﾃｨﾝｸﾞ･釣り
２．　山小屋での宿泊をともなう登山	５．　屋外でのバーベキュー	８．　その他（　　）
３．　ハイキング・トレッキング	６．　ｻｲｸﾘﾝｸﾞ・ﾏｳﾝﾃﾝﾊﾞｲｸ	９．　特に行っていない

問１１　感染拡大後、「避けたい」と思うようになった観光地や野外レクリエーション地はありますか。（○はいくつでも）

１．　歴史・文化的な街並み観光地	４．　自然風景地	７．　農山村地	１０．　その他（　　）
２．　都市観光地	５．　スキー場	８．　温泉地	１１．　特にない
３．　社寺観光地	６．　海水浴場	９．　山岳地	

問１２　普段外出する時の新型コロナウイルス感染防止対策として、どのようなことを行っていますか。（○はいくつでも）

１．マスクを着用する
２．アルコール除菌剤（スプレーやシート等）を携行する
３．訪問先に設置されているアルコール除菌スプレーを励行・徹底する
４．手洗い・うがいを励行・徹底する
５．不特定多数が触れる箇所（ドアノブや手すりなど）をなるべく触らない
６．換気の悪い密閉空間を避ける
７．多数が集まる密集空間を避ける

8．他人がそばにいる場所（例：電車やエレベーター）では、会話や携帯電話での通話を慎む 9．周囲の人との間隔をあける（ソーシャルディスタンス） 10. その他（　　） 11. 特に何もしていない

（以下、スクリーニング調査での富士登山経験者のみ）

問１３　これまでの富士登山経験（７合目以上）を教えてください。（○は１つ）

1．1回　2．2～3回　3．4～9回　4．10～19 回　5．20 回以上

問１４　これまでの富士登山での山小屋宿泊経験を教えてください。（○は１つ）

1．なし　2．あり

問１５　これまでに、富士山山頂でご来光を見たことはありますか。（○は１つ）

1．見たことがある　2．見たことはない

問１６　もっとも直近の富士登山について教えてください。　（①～⑥：○は１つ、⑦○はいくつでも）

①登山時期	1．２年以内　2．３～５年以内　3．６～１０年以内　4．１０年以上前
②登山ルート	1. 吉田ルート　2．富士宮ルート　3．須走ルート　4．御殿場ルート
③登山行程	1．ご来光を目的とした山小屋泊登山　2．ご来光を目的とした日帰り登山 3．ご来光を目的としない山小屋泊登山　4．ご来光を目的としない日帰り登山
④同行者	1．1人　2．夫婦・家族　3．カップル・友人・同僚（4 名以下） 4．友人・同僚（5 名以上）　5．その他（　）
⑤ガイド付き団体登山ツアーへの参加	1．参加した　2．参加していない
⑥登山日	1．平日　2．土日・祝日・お盆
⑦混雑箇所	1．混雑箇所はなかった　2．山頂　3．登山道　4．山小屋　5．トイレ　6．その他（　）

富士山山小屋における新型コロナウイルス感染症

対策ガイドライン

令和３年３月策定

静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課

（監修：山岳医療救助機構）

はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、その後の経済活動の再開段階において、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者及び登山者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものとして、富士山山小屋における新型コロナウイルス感染防止対策を行う際の基本的事項について整理したものである。

富士山は、地域観光を支える重要な観光資源であり、世界文化遺産としての国際価値を有している。 富士山山小屋は、環境変化の激しい山中での宿泊や食事の提供が中心となる業態の性質上、その感染防止対策にあたっては関連業界のガイドラインにも留意し、事業者における自主的な取組を進めることが重要であることから、事業者の安全と、利用者に安全・安心なサービスの提供を支えるものとして策定するものである。

事業者が、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された具体的な対策を踏まえ、事業の様態等を考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止へ取り組んでいただくことを願うものである。 また、自らの感染防止対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、他の山小屋や関連企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことを希望するものである。

なお、本ガイドラインは、富士山山小屋関係者が行う感染防止対策を想定したものであるが、それ以外の事業者が行う対策の一助となることも期待する。 本ガイドラインの内容は、専門家の知見を得て作成したものであるが、今後も感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等により、適宜、必要な見直しを行うものとする。

免責事項

本ガイドラインは、富士登山の再開に伴う新型コロナウイルス感染症に対処するため現在実践する配慮事項に関し、富士登山と観光に関連する組織や個人を支援することを目的として提供される。

本ガイドラインは、準備段階で入手可能な最善の情報を反映している。新型コロナウイルス感染症に関する理解が進めば、この資料が説明する戦略や概念は変わる可能性がある。これらの資料は、公共団体、民間団体、非政府機関、専門団体など、公的に入手可能な情報源からの資料に加え、前述の各分野における専門家の学識と専門知識に基づいて作成されている。これらのガイドラインおよび推奨される事項を実施することで、現在の知識で可能なかぎり感染拡大を抑制することを目的としているが、あらゆる傷害および死亡事故が防止できるという保証ではなく、そのような傷害および死亡事故、あるいは過失に対して、監修者は一切の義務あるいは責任を負わないものとする。

コンテンツ

第 1 章 感染拡大防止に関する基本的なガイダンス
第 2 章 スクリーニングに関するガイダンス
第 3 章 施設管理に関するガイダンス
第 4 章 宿泊・寝具に関するガイダンス
第 5 章 食事提供に関するガイダンス
第 6 章 売店運営に関するガイダンス
第 7 章 清掃・洗浄および消毒に関するガイダンス
第 8 章 従業員用個人防護用具（PPE）計画と感染対策に関するガイダンス
第 9 章 感染が疑われる者が発生した場合に関するガイダンス
第 10 章 体制の構築と管理に関するガイダンス

第 1 章 感染拡大防止に関する基本的なガイダンス

（宿泊予約）

・宿泊は、予約を原則とする。

・山行を構成するひとまとまりの団体あるいは個人を”一単位”とし、単位ごとに予約を受ける。
（単位の定義は表 1 に示す。）

・雷など生命の危険性がある等、緊急避難所として予約外の登山者を受け入れる場合には、次の事項を厳守すること。

- 危険性が感染リスクを上回ることが想定される場合であること
- 予約宿泊者の専有スペース（定義後述）に立ち入らせないこと

・予約外の宿泊希望者が発生した場合に備え、予備のスペースやパーティションを確保しておくことが望ましい。

・感染防止の観点から、予約外の宿泊希望者に対応可能なスペースや資材、マンパワーが不足する場合は、下山または他の宿への転向調整に協力を求める。

（表 1）

「単位」定義
山行を構成するひとまとまりの団体あるいは個人を”一単位”とする。一単位は、以下の要件で構成すること。 ① 各単位は、住居を共にしていることが最も望ましい。 ② 社会活動を近しくしている単位（例：同じ職場、同じ学校や部活等）の、単位内における感染防止対策は、平素の対策に準じて実施する。

③　不特定多数で集まる単位の場合（ツアーなど）は、単位内で、マスクやソーシャルディスタンス、手指消毒、物品の共有禁止等の感染防止策を十分に講じること。

②③において単位の構成人数が多い場合、行動単位として「班（バブル）」の活用を推奨する。これにより、感染者発生時に、単位全体への感染拡大を抑え、班の単位で収束が可能である。

（ア）行動単位を最大４名の班（バブル）に分け、メンバーは固定する。

（イ）班構成にあたり、単位内で、②では平素の業務や活動がより近い人、③家族や関係が近い人、在住地が近い人（感染の少ない地域の人等）は、同じ班であることが望ましい。

４名班が複数できた場合、フェイスカバー（マスク類）の着用あるいはソーシャルディスタンスを保ち、班と班の間で資機材の共有は行わない

（５名以上の単位が宿泊予約をする場合）

・５名以上の単位で住居を共にしていない集団が宿泊を希望する場合、最大４名までの班に分け、出発時から行動を共にするメンバーを固定し、他の班とは濃厚接触にならないよう、単位の中での管理を徹底していただくことを前提とし、予約を受ける。これは、万が一感染疑い例が発生した場合に、単位全員に感染の疑いが生じる恐れや、宿泊する他の単位への感染拡大リスクを回避すること、さらに山小屋の限られたスペースと人員ではそのような事態には対応が困難となることを理解いただいた上で、より安全な山小屋利用を推進するものとして協力を求める。

（フェイスカバー（マスク類）の着用）

・小屋内は原則フェイスカバー（マスク類）着用とし、専有スペース内での滞在時（睡眠時含む）、呼吸が苦しいなどの症状がある場合には、外して良いこととする。第３章を参照。

（社会的距離の確保）

・単位ごとに、透明ビニールを垂らして仕切るかアクリル製等のパーティションを設置する。もしくは、２ｍの距離を確保する。

・従業員と宿泊客は、可能な範囲で間隔を保つようにし、動線を分離することが望ましい。難しい場合は、登山者と仕切る透明ビニールを垂らすかアクリルのパーティションを置く、あるいは従業員はフェイスカバー（マスク類）とフェイスシールド着用などを講じる。

・人が並ぶ場所（トイレ前、受付前等）では、床に立ち位置の目安を示すことが望ましい。

・床に矢印ステッカーを貼り、施設内を一方通行で歩くように誘導することが望ましい。

（飛沫防止用のシート、パーティション設置について）

・山小屋は、消防法の防火対象物となる（消防法施行令第４条の３第１項で指定された防火対象物　第１－２表消防法施行令別表（５）イ）ことから、パーティションの設置方法は、消防法等を遵守して

行うこと。

・建築基準法の規定に基づく確認の申請や計画の通知を必要としない防火対象物の建築、修繕、模様替え、用途変更に係る工事等をこれから行おうとする場合は、工事等を始める７日前までに、その内容を消防署に届出なければならない。ただし、天井に達しない間仕切り壁（ローパーティション等パーティションと天井に隙間がある）を設置する場合は届出の必要はない。

・飛沫防止用のシートは、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染防止対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製が比較的燃えにくい。（資料１）

・パーティション設置の際、布製のカーテン類は拭き取り消毒が困難なため、ビニール等の使用が望ましい。

（登山者のゴミの扱い）

・鼻紙など、各自で密閉できる袋に収納し、持ち帰るよう周知する。

・吐物も、各自で密閉できる袋に収納し、持ち帰るよう周知する。

・購入物については、第６章を参照する。

（周知）

・実施する感染防止対策については、ホームページ（以下 HP）や予約受付時に利用者へ広く周知し、安全・安心なサービス提供をしていることを理解いただくとともに、感染防止対策の確実な実施への協力を求める。

第２章 スクリーニングに関するガイダンス

（宿泊客の入館前スクリーニング）

・すべての山小屋は、新型コロナウイルスの感染者が来所する可能性を考えて、感染防止対策を実施する。

・山小屋に入館する者には、手指消毒（70%以上のアルコール、あるいは 0.05%以上の塩化ベンザルコニウム液（一般名：逆性石けん）を使用）、フェイスカバー（マスク類）着用の協力を求めた上で、スクリーニングを実施する。山小屋入口付近に、70%以上のアルコールを含む手指消毒剤を設置するなど工夫する。

・入館前のスクリーニング場所を決めておき、入館者が分かるように表示する。

・スクリーニング誘導に際しては、単位間の一定距離（できるだけ２メートルを目安に（最低１メートル））を確保するよう努める。

・スクリーニングは、小屋の事情に応じた創意工夫により、すべて入口付近で検温するとともに資料２の事項の確認を実施する。該当する項目がある場合は、隔離または下山要請などの対応を行う。

スクリーニング時に、以下の一つ以上が該当する場合 ① 平熱比＋１℃以上（平熱が不明な場合には、37.5℃以上）の発熱がある ② 安静時、頻呼吸（24 回/分）を伴う息苦しさ(呼吸困難)がある ③ 強いだるさがある ④ 咳がある ⑤ 味や臭いを感じない・感じにくい ⑥ その他体調が優れない ⑦ 14 日以内に感染確定者あるいはその濃厚接触者と接した ⑧ 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域へ訪問したことがある又は当該在住者との濃厚接触がある

（資料２）入館前スクリーニング用紙 テンプレート

・入館できない者との濃厚接触者（定義は以下表 2 に示す）にも、隔離または下山要請などの対応を行う。

（表２）

「濃厚接触者」とは、感染が疑われる者と、その者が症状を呈した 2 日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。 ・感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者 ・感染が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・感染が疑われる者と、必要な感染予防策なしで、手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染の可能性を総合的に判断する）。 注意：国立感染症研究所感染症疫学センター資料における「濃厚接触者」は、確定感染者の感染可能期間内の接触者についてのものであるが、本ガイドラインでは山小屋内での発症や発熱等を想定しており、確定の判定が困難なため、当該資料の考え方を参考として定義する。

・入館できない者の下山等の手続については、担当部署に連絡して調整する。体調不良により自力で移動が困難な者については、隔離をし、救助要請をする。

・これらの対応については、HP や予約受付時に利用者へ周知し、感染防止対策への理解を求めるものとする。

（従業員等の就業前スクリーニング ）

・従業員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、次の表３の事項を確認し、該当する項目がある場合は、直ちに仕事を休ませ、隔離する。 必要に応じて下山させ、医療機関への受診や発熱等相談センターへの相談を促すとともに、管理者は診断結果の把握に努める。

（表３）

① 平熱比＋１℃以上（平熱が不明な場合には、37.5℃以上）の発熱がある
② 安静時、頻呼吸（24 回/分）を伴う息苦しさ(呼吸困難)がある
③ 強いだるさがある
④ 咳がある
⑤ 味や臭いを感じない・感じにくい
⑥ その他体調が優れない

・管理者は、その対応状況について担当部署に報告する。

（部外者の立ち入り）

・不要不急の部外者を施設内へ立ち入らせない。営業の維持に不可欠な部外者の立ち入りについては、その立ち入り人数を必要最小限とした上で、双方が当該部外者の把握を行う。また、当該部外者に対しても、スクリーニングを実施し、フェイスカバー（マスク類）着用など従業員に準じた感染防止対策を求める。

第 3 章 施設管理に関するガイダンス

（受付対応）

・館内の案内や感染対策の注意事項については、口頭の説明を最小限にとどめ、掲示物やオンラインなどで周知できるよう努める。

・宿泊カード等は、可能であればオンライン化を検討する。

例：メール等で必要事項の事前受付

・筆記具は使い回しせず、使用の都度、清拭消毒を徹底するか、登山者の物を使用させる。

・業務に必要な道具を個々の従業員の専用とすることが望ましい。タブレット、電話、鍵など共用となる道具については、作業ごとに専有者を決め、作業担当者が交替するごとに清拭消毒を行う。

（社会的距離の確保）

・従業員と宿泊客は、可能な範囲で間隔を保つようにし、動線を分離することが望ましい。

・従業員と登山者を仕切る透明ビニールを垂らすかアクリルのパーティションを置く、あるいは従業員はフェイスカバー（マスク類）とフェイスシールド着用などを講じる。

・床に矢印ステッカーを貼り、施設内を一方通行で歩くように誘導することが望ましい。

（単位ごとの専有スペース提供）

・単位ごとに専有スペースを提供する。

「単位」定義

山行を構成するひとまとまりの団体あるいは個人を”一単位”とする。一単位は、以下の要件で構成すること。

① 各単位は、住居を共にしていることが最も望ましい。この場合は、単位内での感染対策は不要。

② 社会活動を近しくしている単位（例：同じ職場、同じ学校や部活等）は、単位内における感染防止対策は、平素の対策に準じて実施する。

③ 不特定多数で集まる単位の場合（ツアーなど）は、単位内で、マスクやソーシャルディスタンス、手指消毒、物品の共有禁止等の感染拡大防止策を十分に講じること。

②③において単位の構成人数が多い場合、行動単位として「班（バブル）」の活用を推奨する。これにより、感染者発生時に、単位全体への感染拡大を抑え、班の単位で収束が可能である。

（ア）行動単位を最大４名の班（バブル）に分け、メンバーは固定する。

（イ）班構成にあたり、単位内で、②では平素の業務や活動がより近い人、③家族や関係が近い人、在住地が近い人（感染の少ない地域の人等）は、同じ班であることが望ましい。

（ウ）４名班が複数できた場合、フェイスカバー（マスク類）の着用あるいはソーシャルディスタンスを保ち、班と班の間で資機材の共有は行わない。

・単位ごとに、透明ビニールを垂らして仕切るかアクリル製等のパーティションを設置する。もしくは、２ｍの距離を確保する。

・単位ごとにナンバリングをするなど、専有スペースの番号と所在を明確にし、他の単位の専有スペースに立ち入らないよう工夫する。

・可能であれば、共用スペースを専有スペース（兼寝室）に変え、食事を専有スペースで摂ることで、社会的距離を確保しながら、収容人数の減少を最小限にすることも検討する。

（５名以上の単位への専有スペース提供）

・５名以上の単位で住居を共にしていない集団が宿泊をする場合は、単位で一つの専有スペースではなく、行動を共にする最大４名までの班ごとに、専有スペースを提供する。これにより、感染疑い例が発生した場合は、最大４名の隔離とスペースの閉鎖で対応が可能となることを目的とする。

・上記の班ごとのスペース内では、就寝時の飛沫感染予防に使用できるパーティションを準備し、宿泊者の頭と足を逆位置にするなど、工夫と協力を求める。

（専有スペース内外での感染対策）

・単位ごとの専有スペース内（５名以上の単位の場合は、班ごとの専有スペース内）では、単位ごとに推奨されている感染防止対策を単位の責任で実施していただくよう協力を求める。

・専有スペース外（５名以上の単位の場合は、班ごとの専有スペース外）では、マスクの着用をお願いする。

（消毒しやすい素材の検討）

・畳や木目、座布団等は多孔性素材（通水性）のため、拭き取りによる消毒が困難である。ニスを塗る、ビニール素材で覆う、銀マットを敷くなどで、拭き取り消毒が可能な素材への代替準備を検討する。拭き取り消毒が困難な場合には、一時撤去も検討する。これにより、万が一、感染者（疑い者）が発生した場合に、感染源となるエリアを最小限に抑えることができ、消毒や閉鎖するスペースを減らすことが可能となることを目的とする。

（下駄箱）

・共有下駄箱の場合は、単位ごとにナンバリングを行うなど、スペースの共有を回避することが望ましい。

（サンダル）

・登山者は、単位以外の者（登山者や従業員）と物品の共有は避ける。

・サンダルなどの共有物品には、予め番号を表記しておき、単位ナンバリングと同じ番号のみを使用できるよう動線を誘導し、協力を求めるなど工夫する。

・共有サンダルなどの個別管理が困難な場合は、各自の靴で対応を促すなど、小屋の事情に応じて対策を講じる。

（トイレ）

・トイレの使用後は、必ず手指消毒を行うよう協力を求め、可能であれば手指消毒剤を設置する。

・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

・トイレ内での携帯電話の使用は行わないよう、掲示するなど協力を求める。
・トイレの混雑が予想される場合は、最低 1m(できるだけ 2m を目安に)の間隔を空けた整列が実施できるよう、床等に印を付けておく。
・利用者の多いトイレでは、従業員による清掃消毒のみならず、消毒液を配置し、利用者に、利用ごとの接触部位の消毒について協力を求めることも検討する。（第７章を参照）

（洗面所）
・歯磨きでの口のすすぎは、飛沫感染の原因となるため、換気を行いながら低い位置で静かに行うよう掲示をするなど協力を求める。
・洗面用品は保管し携行するバッグを持参するよう指示し、(例えば、肩から下げる洗面用トートバッグなど)、個人の物品を洗面台などの共有スペースに置かないよう協力を求める。

（換気）
・換気量の増加に努める。
・天候が許せば窓を開けたままにしておくことで自然に換気する。定期的な換気より、少量でも常時換気をしておくことが望ましい。
・換気口（窓等）は２方向開放することが望ましいが、山小屋の立地や構造上困難な場合は、扇風機等を作動させるなどして人工的に換気する。

（隔離スペース）
・感染が疑われる者を隔離できるよう、事前に別室あるいはスペースを定めておく。施設内のテント設置でも隔離可能である。
・隔離スペースに該当者が居る場合は、その情報を従業員間で共有し、一般登山者が立ち入ることがないようにする。

（従業員スペース）
・宿泊客とは動線を明確に分けるよう努める。難しい場合は、従業員スペースは立ち入り禁止エリアにするなど、宿泊客や部外者は可能なかぎり入れないよう努める。

第 4 章 宿泊・寝具に関するガイダンス

（寝具）

・布団を使い回す場合は、次の例を参考に感染防止対策を講じるよう小屋の事情に応じて創意工夫をする。

- シーツ・布団カバー・枕カバーは、客ごとに交換する。
- 最後に使用してから３日以上あけて、他の登山客に提供する。
- ビニールで寝具を覆うことで、使用ごとに拭き消毒が可能となる。

・寝袋を使い回す場合は、最後に使用してから３日以上あけて、他の登山客に提供する。

- インナーシーツを持参して使用することでは、素材による効果の限界やインナーシーツから飛沫が漏れる恐れなど感染防止効果が不確定なため、他の方策を検討する。

・登山者に寝袋を持参してもらうことも検討する。その際に、マットや枕などに施設の備品を使用する場合は、上記の布団の使い回す場合の対策を参考に、感染防止対策を講じること。

（ベッド）

・2 段ベッドの場合、上の段で就寝する宿泊者の頭部の位置と下の段で就寝する宿泊者の頭部の位置を、逆向きにするなどの工夫をする。ハシゴは、下の段で就寝する者の頭部から離れた位置が望ましい。

（リネン）

・寝具を覆うリネンは、客ごとに交換する。

・リネン交換は、マスクと手袋を着用して、換気を行いながら実施する。

第 5 章 食事提供に関するガイダンス

（食事提供）

・可能であれば専有スペースに食事を提供し、専有スペース内で食べること（部屋食）を検討する。これにより、共有スペースでの感染機会を軽減できること、また、共有スペースの消毒回数や、感染疑い者発生時の消毒範囲を減じることができ、登山者、管理者の感染リスクを軽減することを目的とする。

・食事の場所を共有スペース内に指定する場合は、利用者が一定時間に集中し混雑しないよう配慮する。

・食事の場所を共有スペース内に指定する場合は、単位間の一定距離（できるだけ２メートルを目安に（最低１メートル））を確保するよう努める。横並び着席を基本とし、真正面の配置を極力避けるよう、配置を工夫する。 難しい場合は、パーティション（アクリル板等の設置）の利用を検討する。その際、家族など住居を共にしている単位内においては、一定距離の確保は不要とする。

・利用者に対し、食事前の手洗い・手指の消毒を徹底する。食事の場所を共有スペース内に指定する場合は、食堂出入口に 70%以上のアルコールを含む手指消毒剤を設置する。
・食事の場所を共有スペース内に指定する場合は、飲食中以外は、フェイスカバー（マスク類）の着用をお願いする。
・食事は一人盛り、又は弁当にする。
・食器は使い捨てにする。食器を共有する場合は、宿泊客、従業員に関わらず、高温の食洗機で洗浄したもの、あるいは経済産業省が指定する新型コロナウイルス SARS-COV-2 に対して有効とする家庭用洗剤の中で接触時間や濃度を守った上でウィルスの死滅を可能とするもの（資料３）を用いて洗い、タオルで拭かず、自然乾燥させたもののみ使用可能とする。
・調味料・ポット等の共有使用を中止することが望ましい。共有で使用する場合は、使用する度の手指消毒の協力を求め、食事を摂る宿泊客が入れ替わる都度、調味料・ポット等の清拭消毒を行う。
・住居を共にする家族単位以外は、登山者同士のお酌、グラス等の回し飲みは避けるよう掲示などにより注意喚起し協力を求める。
・食事中は窓を開放するなどにより、十分な換気対策を行う。
・食事を摂る宿泊客が入れ替わる都度、テーブル等を消毒する。
・宿泊客個人用の水筒などを厨房エリアには持ち込まない。水等の補充が必要な宿泊客は、指定された場所に水筒やボトルの蓋を開けて並べてもらい、従業員が注ぎ足した物を、各自が回収するようにする。

（食堂営業）
・店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意する。
・店舗入口及び店内に、食事中以外はフェイスカバー（マスク類）の着用をお願いする旨掲示する。
・入口、出口の動線を可能な限り分離する。
・テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ。
・お客様が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。
・大皿は避けて、料理は個々に提供する。
・食事の注文やピックアップ、返却エリアを指定しておく。

（従業員の安全衛生管理）
・食品を扱う従業員は、フェイスカバー（マスク類）やフェイスシールドを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底する。
・できるだけ食堂内の従業員同士が、接触しないよう距離を維持する。

第 6 章 売店運営に関するガイダンス

（会計処理）

・可能であれば、カード決済、電子マネー等、非接触型（キャッシュレス）決済の導入を検討する。

・現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、コイントレイ（キャッシュトレイ）による受け渡しを徹底する。

・コイントレイによる受け渡しを行う場合は、会計の都度、手指消毒を行う。コイントレイは定期的に消毒する。

（販売対応）

・従業員と登山者を仕切る透明ビニールを垂らすかアクリルのパーティションを置く、あるいは従業員はフェイスカバー（マスク類）とフェイスシールド着用などを講じる。

・可能であれば屋外に面したエリアに商品を設置し販売する。

・購入者が多い場合は、支払いに並ぶ際にどこに立つか示すため、床に印を付けるなどの工夫をする。

（購入物の廃棄）

・空き缶やペットボトルなど、唾液の付着した物は感染リスクがあるため、小屋で回収する場合は、ゴミ袋に入れて密閉する。購入者が持ち帰る場合は、自宅まで持ち帰るよう掲示等で周知する。

第 7 章 清掃・洗浄および消毒に関するガイダンス

（清掃時の基本事項）

・一般清掃時はフェイスカバー（マスク類）・使い捨て手袋の着用を徹底する。清掃終了時に、フェイスカバー（マスク類）を新しい物に交換し、手袋は破棄する。

・清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにする。

・以下の作業時には、一般清掃時の保護具に加え、ガウンまたはエプロン、目の保護具（フェイスシールド類）、を着用する。

- トイレ清掃
- 使用済みのリネンの扱い
- ゴミ収集

・可能であればヘアカバーを着用する。

・上記の作業時に使用した保護具は、再利用しない。もしくは、消毒を行うこと。

（ゴミ）

・ゴミ箱は、蓋は足踏み式、あるいは蓋の無いものとし、ゴミ箱に手で触れないようにする。

・ゴミ箱内には大きなビニールをいれ、ゴミの廃棄を行う際は、封をしっかり閉じてから運搬作業をする。

・ゴミは溢れないように、小まめに回収する。

・食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、フェイスカバー（マスク類）や使い捨ての手袋を必ず着用し、作業後に、フェイスカバー（マスク類）を新しい物に交換、手袋は破棄し、手洗いを徹底する。

（ゴミや使用済みリネン等の保管）

・施設のゴミは、一定量になったら、密閉して保管する。

・使用済みリネンは、密閉して保管する。

・感染力は３日後に抑制されるとされており、ゴミやリネン等は、袋の破損などによる感染リスクを軽減するため、３日経過してから業者への引き渡しを考慮する。

（消毒が必要な部位）

・高頻度接触部位（他の利用者と共有する物品や部位）や飛沫リスクのある部位については、１日１回以上消毒を行う。（高頻度接触部位は表４に示す）

（表４）

☙ 飛沫のリスクのある部位（マスクを外して滞在するエリア）：単位ごとに仕切っているパーティション、床など。 ☙ 登山客による高頻度接触部位例：パーティション、床、ハンガー、テーブル、取手、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、カウンター、手摺り、柱、電話、鍵、自動販売機、サンダルなど ☙ 業務中の従業員による高頻度接触部位例：電気のスイッチ、ボタン、タッチパネル、椅子の肘掛や背もたれ、電話、鍵など。業務中に従業員が触る箇所については、作業者が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒を行う。

（消毒剤の選択）

・消毒は 70%以上のアルコール、または 0.05～0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウム液、経済産業省が指定する新型コロナウイルスに対して有効とする家庭用洗剤の中で接触時間や濃度を守った上でウィルスの死滅を可能とするもの（資料３）を用いる。

・トイレと感染が疑われる部位には0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウム液が推奨されている。各種濃度の作成が煩雑となる場合は、0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウム液で統一しても問題ない。
作成方法は表５に示す。

（表５）

市販の塩素系漂白剤原液（５～６％濃度）を使用した次亜塩素酸ナトリウム溶液500mlの作成方法
・濃度0.05%（500ppm）次亜塩素酸ナトリウム溶液５ml+水495ml
・濃度0.1%（1,000ppm）次亜塩素酸ナトリウム溶液10ml+水490ml

・柔らかいまたは多孔質の表面（布など、通水性のある素材）は経済産業省が指定する新型コロナウイルスSARS-COV-2に対して有効とする家庭用洗剤の中で接触時間や濃度を守った上でウィルスの死滅を可能とするもの（資料３）を使用して消毒する。
・作業中は換気を行う。
・マスクと手袋を着用し、作業を終えた後は、手洗いを行う。

（作業確認）
・消毒実施担当者のスケジュール、実施チェックリストを作成する。

（トイレ）
・一般清掃に加え、不特定多数が接触する場所（便座、ペーパーホルダー、ドアノブ、ドア、荷物をかけるフックなど）は、小まめな清拭消毒を行う。利用者の多いトイレでは、トイレごとに消毒液を配置し、利用者に、利用毎の接触部位の消毒について協力を求めることも検討する。
・トイレの床面からはウィルスが多く検出されているため、床面も消毒（散布など）することが望ましい。
・トイレ清掃には、0.1%程度の次亜塩素酸ナトリウム液の使用が望ましい。（アルコールでは死滅しないウィルス等も存在するため。）
・トイレは可能であれば常時、あるいは清掃前から換気をしておくことが望ましく、清掃中も換気を行う。
・トイレ清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、作業を終えた後は、必ず手洗いを行う。

（従業員専用スペース、浴室・シャワー室）
・一般清掃に加え、従業員の複数が接触する部位（取手、ドアノブなど）は、１日１回清拭消毒を行う。
・清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行う。

（リネン）

・使用済み寝具やリネンに触る回数は最低限に抑え、振り回さないよう注意する。

・使用済みのリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管して、洗濯またはリネン業者へ委託する。３日後には感染力がほぼ抑制されるため、３日後に業者に返却することも考慮する。

・リネンを自家洗濯する場合は、なるべく高温で洗い、完全に乾かしてから収納し、清潔なリネンと使用済みリネンは混在しないようにする。

第 8 章 従業員用個人防護具計画と感染対策に関するガイダンス

（フェイスカバー（マスク類）の着用）

・小屋内は原則フェイスカバー（マスク類）を着用とする。

・フェイスカバー（マスク類）が着用できない事情がある場合は、従業員スペースに留まること。

・従業員の健康状態に問題がなく、従業員スペースにおいて社会的距離が確保できている場合には、フェイスカバー（マスク類）を外して良いこととする。

（作業着と普段着の分離）

・作業着と部屋着を分けること。作業着と部屋着を分けることが難しい場合は、ガウンやエプロンを着用する。

・従業員スペースにウィルスを持ちこまないよう、最大限努力を講じ、従業員スペースでは可能な限り十分な休息を取れる環境を準備する。

（指定作業時の感染防護具）

・次の作業時には、マスク類に加え、手袋、ガウンまたはエプロン、目の保護具（フェイスシールド類）を着用する。

- トイレ清掃
- 使用済みのリネンの扱い
- ゴミ処理
- 感染の疑われる者への対応と事後清掃

・上記の作業時に使用した保護具は、再利用をしない。もしくは、消毒を行うこと。

・ガウンまたはエプロンを再利用する場合は、従業員スペースに立ち入る前に脱ぐ。

・ガウンを着用しない場合、作業に着用した衣類は、作業終了後、従業員スペース付近で脱ぎ、メーカーの指示に従い洗濯物に適した最も高い湯温で洗濯し、完全に乾燥させる。

（作業着の着脱スペース）

・従業員スペースの手前に、作業着着脱（脱衣）スペースがあること。

・従業員スペースから出るときには、フェイスカバー（マスク類）、作業着を着用する。ヘアカバー・手袋、ガウンまたはエプロンの着用を行う施設は、このスペースで行う。

・従業員スペースに入るときには、作業着を全て脱ぐ。もしくはエプロンまたはガウン、ヘアーキャップは脱ぐ。使い捨て物品は着脱スペースのゴミ箱に廃棄し、再利用するものは、専用のフックなどにかけておく。再利用するものは、他人とは共有せず、個人で専有するよう、配置を決めておく。

・廃棄する手袋やガウンまたはエプロンは、裏返して脱ぎ、手袋、ガウンまたはエプロンは、使い捨てが望ましい。

・従業員スペースに入る前に、携帯電話、時計など、頻回に接触するものを消毒してから持ち込む。

（手指消毒）

・70%以上のアルコールで消毒する。

（食品取扱時）

・食品を扱う際には、清潔な衣服あるいは専用の作業着、エプロンまたはガウンを着用する。

・小まめに手洗い・手指消毒を行う。

（物品共有の禁止）

・共有タオルは使用せず、ペーパータオルの使い捨てを利用する。

第 9 章 感染が疑われる者が発生した場合に関するガイダンス

（滞在者に感染が疑われる者（表６に該当する者）が発生した場合の対応 ）

・各施設は、速やかに事前に定めた別室へ感染が疑われる者にサージカルマスクを着用させ隔離を行うとともに、その情報を従業員間で共有する。

・各施設は、その者との濃厚接触者がいれば、濃厚接触者もサージカルマスクを着用させ、速やかに事前に定めた別室へ隔離するとともに、その情報を従業員間で共有する。

・対応する従業員を指定し、サージカルマスク・ヘアカバー・ゴーグルまたはフェイスシールド・使い捨て手袋・作業着等適切な防護対策を講じた上で対応させる。

・感染が疑われる者及びその者との濃厚接触者には、隔離または下山要請などの対応を行う。下山等の手続については、担当部署に連絡して調整する。体調不良により自力で移動が困難な者については、救助要請を行い、隔離部屋で待機させる。

・感染が疑われる者及びその者との濃厚接触者には、名前、住所、連絡先、同行者、小屋内での行動範囲と接触者を確認し、全て記録を残しておく。可能な限り、口頭聞き取りではなく、用紙に記載してもらい、接触を回避すること。受け取った用紙は、チャック付袋で保管する。
・各施設は、その対応状況について担当部署に必ず報告を行う。

（表６）

感染疑い者の要件とは、以下の一つ以上が該当する場合 ① 平熱比＋１℃以上（平熱が不明な場合には、37.5℃以上）の発熱がある ② 安静時、頻呼吸（24 回/分）を伴う息苦しさ(呼吸困難)がある ③ 強いだるさがある ④ 咳がある ⑤ 味や臭いを感じない・感じにくい ⑥ その他体調が優れない

（資料４：「感染疑い者発生時のフロー」）

（感染が疑われる者が発生したエリアの消毒等 ）

・サージカルマスク・ヘアカバー・ゴーグルまたはフェイスシールド・使い捨て手袋・作業着等適切な防護対策を講じた上で清掃および消毒をさせる。
・感染者(または感染が疑われる者)が滞在した専有スペースは、消毒が終了するまで閉鎖する。（夜間の場合は、翌日の消毒でも良い。）
・感染者(または感染が疑われる者)が使用した共有スペース（トイレ、食堂など）は、窓やドアを開けるなど換気を行い、共有する高頻度接触部位（ドアノブ、便座、ペーパーホルダー、電気スイッチなど）は速やかに消毒し、消毒が終了するまで一時閉鎖する。
・感染者(または感染が疑われる者)が滞在したスペースや共有する高頻度接触部位の清掃と消毒時には、換気を行いながら、消毒には 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いる。
・使用している洗剤及び消毒剤による薬剤飛沫の危険性に応じて、フェイスシールド等追加の防護具の使用を行う。
・清掃及び消毒には、可能であれば、使い捨ての雑巾及びペーパータオルを使用し、すべて使用後に密封できる袋または容器に入れ廃棄する。使い捨ての雑巾及びペーパータオルなどが用意できない場合は、使用した清掃用品は、完全に洗浄、消毒、乾燥されるまで、人が触れないように保管し、他の場所の清掃には使用しない。
・感染者(または感染が疑われる者)の滞在スペースで着用した防護服は、作業終了後に全て脱ぎ、洗濯するもの、廃棄するものに分けて袋に入れて密閉する。
・感染者(または感染が疑われる者)の滞在スペースで作業終了後、20 秒間石けんと流水で手を洗う。水が不足する場合は、70%以上のアルコール含有手指消毒剤で手指消毒をする。

（従業員に感染が疑われる場合の対応）

・従業員に感染が疑われる場合はその濃厚接触者とともに、直ちに仕事を休ませ、速やかに事前に定めた別スペースへ隔離するとともに、その情報を従業員間で共有する。

・感染が疑われる従業員及びその者との濃厚接触者には、名前、住所、連絡先、行動履歴（２日前からの行程、小屋内で使用した場所等）を確認し、全て記録を残しておく。

・感染が疑われる従業員が滞在した従業員スペースやエリアの換気と消毒方法は、（感染が疑われる者が発生したエリアの消毒等 ）に準ずる。

・管理者は、必要に応じて下山させ、自宅待機または医療機関を受診させる。

・管理者は、その対応状況について担当部署に報告を行う。

（後日、感染の確定あるいは疑われる者の発生報告を受けた場合）

・感染者（または感染が疑われる者）が施設を訪問または使用したことが判明した場合、その者の退去後に、十分な換気と、指定された消毒薬での清掃・洗浄が実施できていれば、清掃および消毒を追加する必要はない。

・感染者（または感染が疑われる者）と濃厚接触した従業員がいないかを確認し、いる場合は保健所に指示を仰ぐ。

第 10 章　体制の構築と管理に関するガイダンス

（体制）

・事業者は、宿泊者が感染を疑われた場合でも可能な限り営業が継続できるようするため、以下の体制をあらかじめ検討し、必要な準備を行う。

① 施設内における新型コロナウイルス対策の責任者、担当者の選定

② マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配

感染防止対策に必要な物資（アルコール性手指消毒剤、マスク、手袋、ペーパータオル及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、適切に数量管理するなど、感染防止対策の確実な実施が図られるよう努める。

③ 消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定、担当表と作業実施表の作成

④ 感染疑い発生時に優先して消毒する箇所のリスト作成

⑤ 宿泊者と従業員の動線分離と、接触機会の最大限回避

⑥ 交代要員の確保

（物品管理）

・開所時に以下を参考に準備し、使用状況に応じて在庫管理を行う。

- サージカルマスク（使い捨て外科用マスク）
- 使い捨て手袋 ― 感染疑い発生時用、清掃用、ゴミ処理用、食事提供用等
- 使い捨てガウン ― 感染疑い発生時用等
- 使い捨てヘアカバー ― 感染疑い発生時用等
- フェイスシールド― 感染疑い発生時用等
- ゴミ箱とゴミ袋
- 適切な体温計（非接触型等） ― 2 個以上
- アルコールジェル　　消毒用アルコールを大量に保管する場合、８０リットルを超えると危険物であるため届出対象となる。
- 塩素系漂白剤
- ペーパータオル

（従業員の健康管理）

・感染対策には、時間を要し、業務が多くなる為、管理者は従業員の十分な休息時間を確保できるよう対策を講じること。

資料１

事　務　連　絡
令和２年７月22日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部　御中

消防庁予防課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から設置される飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の火災予防上の留意事項については、「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」（令和２年６月１日付け事務連絡）により周知したところです。

今般、各業種の感染症拡大防止予防ガイドラインにシートの火災予防上の留意点を記載することについて、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び関係府省庁担当部局宛てに周知を依頼しましたので、情報提供いたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いします。

消防庁予防課企画調整係
担当：木村、能仁
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

別添

事　務　連　絡
令和２年７月17日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
関係府省庁担当部局　御中

消防庁予防課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

平素より火災予防の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、各業種の感染拡大予防ガイドラインに、シートの火災予防上の留意点を記載することにつきまして、貴府省庁所管の各団体に対して周知されるようお願いいたします。

記

１　ガイドラインへ掲載する文例

⑴　火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。

⑵　同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

⑶　不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

２　その他

燃えにくい素材の考え方については、別紙を参考とするようお願いいたします。

消防庁予防課企画調整係
担当：木村、能仁
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

別　紙

燃えにくい素材の考え方について

○　一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。

○　難燃性、不燃性、防炎製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

参考

シート類については、(公財)日本防炎協会が定める防炎性能基準に適合するものが防炎製品として認定されているものがあり、防炎製品として認定された製品や材料には防炎製品ラベルが貼付されている。

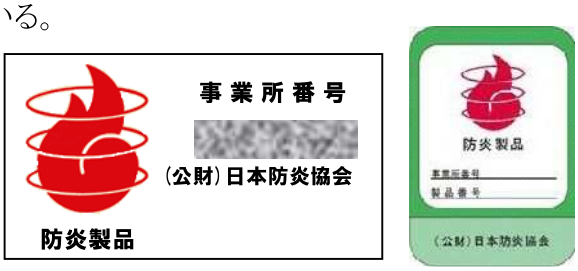

［防炎製品ラベルの例］

（資料２）以下は、個別に紙媒体で行う場合には接触感染リスクもあることから、掲示やホームページでの案内などでも対応可能。宿泊カード等に、スクリーニング済であることを明記する。

入館前スクリーニング テンプレート

静岡県富士山山小屋では、ガイドラインを遵守し、新型コロナウィルス感染拡大防止を目的に、入館する皆様の健康状態を確認し、感染予防に務めております。お一人様ごとに、確認をお願いさせて頂いております。登山者の皆様と従業員の安全と健康のために、ご理解とご協力をお願いいたします。

お名前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　確認日時：2021 年　　月　　日　　時　　分

只今の体温：＿＿＿＿＿＿℃

（１）現在の体調

発熱（37.5℃ または 平熱＋１℃)以上	あり	なし
安静時、頻呼吸(24 回/分)を伴う息苦しさ	あり	なし
強いだるさ	あり	なし
咳	あり	なし
味や臭いを感じない・感じにくい	あり	なし
体調がすぐれない	あり	なし

（２）14 日以内の接触歴について

感染確定者あるいはその濃厚接触者との接触	あり	なし

（３）14 日以内の行動について

政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域へ訪問した、あるいは経由した	あり	なし
上記の国の在住者との濃厚接触がある	あり	なし

令和2年7月6日版

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（一覧）

経済産業省

(独)製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）が実施した有効性評価※の結果等を踏まえ、新型コロナウイルスに対して有効な消毒・除菌方法を紹介します。

詳細については厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページをご覧ください。 新型コロナ　消毒　検索

従来から推奨してきた消毒方法

主な用途

- **石けん・ハンドソープによる手洗い** 手指
- **アルコール**（60% 以上95% 以下） 手指 物品
- **熱水** 物品
- **塩素系漂白剤等**（次亜塩素酸ナトリウム　0.05% 以上） 物品

※ このほかにも、新型コロナウイルスに対して有効な消毒・除菌方法が存在する可能性があります。

※ 対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。

※ 手指消毒及び空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。また、個別製品の評価ではありません。

今回の評価事業を通じて、あらたに有効性が確認された方法

家庭用洗剤等（界面活性剤・第４級アンモニウム塩） 物品*

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%)
- ▶ アルキルグリコシド（0.1%）
- ▶ アルキルアミンオキシド（0.05%）
- ▶ 塩化ベンザルコニウム（0.05%）
- ▶ 塩化ベンゼトニウム（0.05%）
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム（0.01%）
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル（0.2%）
- ▶ 純石けん分（脂肪酸カリウム）（0.24%）
- ▶ 純石けん分（脂肪酸ナトリウム）（0.22%）

*手指には、家庭用洗剤は使わず、手指用製品を用いてください。

使用方法

・住宅・家具用洗剤は、製品に記載された使用方法に従ってそのまま使う。

・台所用洗剤は、100分の1に薄めて、（水500mlに小さじ１杯）きれいな布などに浸して拭き取る。

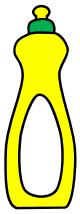

・有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」の製品リストを公開しています。

次亜塩素酸水（注１） 物品

拭き掃除に使うとき

- ▶ 有効塩素濃度80ppm（＝0.008%）以上のもの（注２）

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かしたものは100ppm 以上
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じ
※元の汚れがひどい場合は200ppm 以上が望ましい

流水で掛け流すとき

- ▶ 有効塩素濃度35ppm（＝0.0035%）以上のもの

使用方法

・汚れをあらかじめ落としておく。十分な量の次亜塩素酸水で消毒したいモノの表面をヒタヒタに濡らし、拭き取る。

使用方法

・汚れをあらかじめ落としておく。次亜塩素酸水の流水で、消毒したいモノに掛け流し、拭き取る。

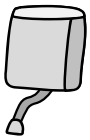

（注１）「次亜塩素酸」を主成分とする酸性の溶液を言います。
（注２）拭き掃除に対応する条件（ウイルス：消毒液＝１：９）での検証試験結果を踏まえ、80ppm以上の利用を推奨しています。
更に、同条件で有機物濃度を高めた場合の試験結果を踏まえて、汚れがひどい場合は200ppm以上を推奨しています。

ＮＩＴＥの有効性評価の詳細はウェブサイトをご覧ください。https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html

（資料 4）感染疑い者発生時のフロー

感染疑い者(A)の発生

感染疑い者の要件とは、以下の一つ以上が該当する場合

(1) 37.5度以上 または 平熱比+1度以上の発熱がある場合
(2) 安静時、頻呼吸（24回/分）を伴う息苦しさ(呼吸困難)
(3) 強いだるさがある場合
(4) 咳の症状がある場合
(5) その他体調が優れない場合

↓

直接対応するスタッフ（S）を決め固定する.

(S)はサージカルマスク・ヘアカバー・ゴーグルまたはフェイスシールド・使い捨て手袋・ガウンまたはエプロン（無い場合は作業着）を着用する（以下PPE）.

↓

(A)にサージカルマスクをさせ荷物を持たせて
隔離部屋へ移動

↓

（S）は濃厚接触者の確認をし、
該当者(B)がいれば(B)もサージカルマスクを着用させ荷物を持たせて隔離する。
(A)とは別室（テント）あるいは2m確保、あるいはパーテーションで仕切る。

↓

(A)（B）が自力下山が可能か、体調を確認。

↓

自力下山の場合は、担当部署へ連絡し、
必要に応じ下山後の調整を行う

自力下山できない場合は、
救助要請する。

↓

(A)（B）の氏名、連絡先を確認。小屋内での行動範囲を聞き取る。

↓

(A)（B）の滞在したスペースを換気・消毒する（0.1％の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いる）。

共有スペース（トイレ等）は直ちに行い、

夜間などすぐに換気・消毒ができないエリアは、換気・消毒までスペースを閉鎖しておく。

作業する従業員は、必ずPPEを着用する。

↓

(A) (B) に下山の経路上、マスク着用の徹底を指示する。

（呼吸苦でマスク着用ができない場合は、救助要請とする。）

↓

下山（救助）見送り後、

対応状況を担当部署に報告する。

↓

隔離部屋、の換気・消毒を行う従業員は、PPEを着用し、

消毒は0.1％の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いる。

↓

終了後、PPEを全て脱ぎ、廃棄物と洗濯する物を分けて、袋に入れて密閉する。

山梨県世界遺産富士山課・富士吉田市富士山課・富士山吉田口旅館組合
感染症予防対策に係る基準

１．来館者の感染症予防

（１）入館・受付

・山小屋入口に消毒設備を設置し、入場時等に、手指消毒を実施するよう表示する。

・フロント、ロビーでは、最低１ｍ（マスク着用のない場合は２ｍ）の来館者同士の対人距離を確保する。

・フロントデスクは、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽する。

・フロントデスク、筆記具等は接触ごとに清拭消毒を行う。

・コイントレイを介した金銭の受け渡し（コイントレイの消毒、手指消毒は１回の受付ごとに実施)、またはキャッシュレス決済を導入する。

・グループで利用する場合は、チェックイン・チェックアウト時に代表者がまとめて手続を行い、ツアー参加者は１つの場所に固まらず、分散して待機を行うように誘導する。

・チェックイン時に感染発生に備えて身分証明書等により利用者の連絡先を確認する。

・発熱（例えば平熱より１度以上高い場合）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状があれば申し出るように呼びかけるとともに、原則として、入口で来館者への体調確認を行う。それらの症状が認められた場合、来館者から山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請する。その後の対応は、山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。

※山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター　℡０５５－２２３－８８９６

・飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗いや手指消毒を要請する。

・咳エチケットを徹底し、及び近距離での会話や発声を避けるよう注意喚起を行う。

・荒天時に登山者等が避難のため山小屋へ立ち入ることを求めた場合において、その求めに応じなければ当該登山者等（以下「避難者」という。）の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認められるときは、次の全ての対策を講じた上で、避難者を山小屋に受け入れる。

ア　避難者を客室・就寝スペースには、立ち入らせない。

イ　避難者にマスクの着用を徹底させる。

ウ　避難者に手指消毒を徹底させる。

エ　避難者に必要以上に近距離での会話や発声を行わないよう求める。

オ　避難者にできる限り飲食をしないよう、求める。

カ　避難者による飲酒を禁止する。

キ　避難者（団体の場合は代表者）の連絡先を把握する。

ク　避難者間の距離間隔は、できる限り確保する。

ケ　窓の開放等による換気と併せて、可搬式の空気清浄機と加湿器を利用する（十分な換気が可能な場合は除く。）。

・宿泊は、事前予約を原則とする。

・予約受付の際、以下の事項を伝達する。

ア　マスクや身分証明書の持参。

イ　入館中は、飲食時以外マスク着用。

ウ　体調に少しでも不安のある時は、登山を中止する。

（２）館内利用

①客室・就寝スペース

・コップ等は使い捨てにするか、または消毒を徹底する。

・就寝スペースについては、次のいずれかの対策を行う。

※住居を共にしているグループ（人数は問わない。）、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同一スペースの利用を希望する場合は、除く。

ア　１人あたり概ね畳２畳分のスペースを確保する。

イ　１人あたり 90ｃｍ以上のスペースを確保し、各スペース間は、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮断する。

・寝具については、次のいずれかの対策を行う。

ア　個人が持参した寝具を使用する。

イ　共用の布団を使用する場合、ビニール製のシーツ・布団カバー・枕カバーで覆い、利用者毎に交換する。

ウ　共用の寝袋を使用する場合、利用者の肌（胸から上）との接触箇所をカバーで覆い、利用者毎に交換する。

②食堂

・発熱（例えば平熱より１度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば食堂等に入場しないよう要請する。

・テーブル間の配置については、次のいずれかの対策を行う。

ア　同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低１ｍ以上確保できるよう配置する。

イ　同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

・同一テーブルでの配置については、次のいずれかの対策を行う。

※住居を共にしているグループ（人数は問わない)、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は、除く。

ア　真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低１ｍ以上確保できるよう配置する。

イ　テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

・滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。

・お酌や回し飲みは避けるように注意喚起を行う。

・店内 BGM の音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。

・卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。

・食器、カップは、次のいずれかの対策を行う。

ア　食器、カップは、共有しない。

イ　食器、カップを共有する場合、手袋で取り扱い、熱湯または食洗機で洗うか、家庭用洗剤に一定時間接触させて洗う。また、食洗機で完全乾燥させるか、自然乾燥させる。

③その他

・トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

・トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。

・喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、３つの密を避けるよう要請する。

（３）宿泊客の感染疑いの際の対応

・宿泊中に、発熱、倦怠感など、体調不良が発生した場合、従業員に連絡するとともに、隔離スペースで待機するよう要請する（同行者も同様)。

天候、時間帯、体調等を考慮し、可能な場合は、速やかに下山を促す。

※隔離スペース：個室、パーティションや遮断カーテン等で区切ったスペース、屋外テント等)

・感染疑いのある宿泊客等への食事提供は、使い捨て容器などにより、回収する必要がない形式として、隔離スペースに届けることとし、その際、従業員はマスク、防護服、ゴーグルを着用の上、宿泊客との接触を避ける。

・宿泊者等から帰国者・接触者相談センターへ連絡するよう要請するとともに、従業員からも山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡し、その後は山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。

※山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター　℡０５５－２２３－８８９６

２．従業員の感染症予防

・マスク着用を遵守し、大声での会話を避ける。

・業務開始前に検温・体調確認を行う。

発熱（例えば平熱より１度以上高い場合）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。

・感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。

・定期的に、かつ、就業開始前や他者の接触が多い場所・物品を触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。

・利用者への応接にあたっては、利用者の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保する。

・休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。

・休憩スペースでは常時換気（換気基準は「３．施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

・従業員のユニフォームがある場合は当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

３．施設･設備の衛生管理の徹底

・換気については、次のいずれかの対策を行う。

ア　換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 ㎥）を確保している。必要換気量が足りない場合は、入館者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。

イ　窓の開放による換気を行うため、30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

＜宿泊施設で他人と共用し接触が多い部位＞

テーブル、椅子、ドアノブ、ルームキー、電気のスイッチ、電話、自動販売機のボタン、テレビ、リモコン、タッチパネル、ロッカー、ロッカーキー、蛇口、手すり、ドリンクバーのボタン、エレベーターのボタン、透明ビニールカーテン、パーティション、アクリル

板、便座、トイレのスイッチ、トイレの洗浄レバー、トイレ専用スリッパなど

・ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手指消毒を行う。

・食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。

４．チェックリストの作成・公表

・各施設・事業者は、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。

５．感染者発生に備えた対処方針

・施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

・従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで麓で待機させるなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。

・保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

本基準は、山梨県世界遺産富士山課と富士吉田市富士山課、富士山吉田口旅館組合共同で策定。